



資料

第2回企業取引研究会

サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備

令和7年10月2日

公正取引委員会

中小企業庁

1. これまでの取組と現状の課題

2. 議題①

**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に係る
優越的地位の濫用の考え方の整理**

3. 議題②

**サプライチェーン全体で価格転嫁を進めるための
今後の実効的な取組**

【参考】第1回企業取引研究会における御発言の抜粋

- サプライチェーン全体の取引適正化は極めて重要である。完成品メーカー側が取引慣行を改めなければ、中間層は対応できない。中間層の企業がイノベーションの成果を取引価格に反映できなければ、長期的にそうした企業は退場し、効率的で革新的な企業がサプライチェーンに入ってこなくなるおそれもある。
- コスト分を確実に転嫁できるようにすることが最低限必要である。
- 取引段階が深くなるほど価格転嫁の状況は芳しくないという点について、利幅の薄い中小企業が価格転嫁の恩恵を受けられず、結果として自らも価格転嫁できない構図があると思われる。
- サプライチェーンの最下層の材料コスト変動が全体に波及する場合、上層へと価格転嫁を進めていくことになるが、どこかで転嫁が止まると全体で転嫁が目詰まりしてしまう。取適法で一部を改善しても、適用範囲外に転嫁ができない取引が残れば効果は限定的となるため、さらに範囲を広げるか、別の仕組みが必要である。
- 現場の組合からは、依然として、短納期発注や発注量が現実では削減されたにもかかわらず、価格が据え置かれたまま、あるいは、転注をほのめかされて、値上げの交渉を断念せざるを得なかったなどの声を引き続き聞いている。
- 材料費やエネルギー費は価格転嫁が進んでいる傾向はあるが、労務費の転嫁は進んでいないのが実態である。

(第1回企業取引研究会(令和7年7月30日)議事要旨・議事録から抜粋)

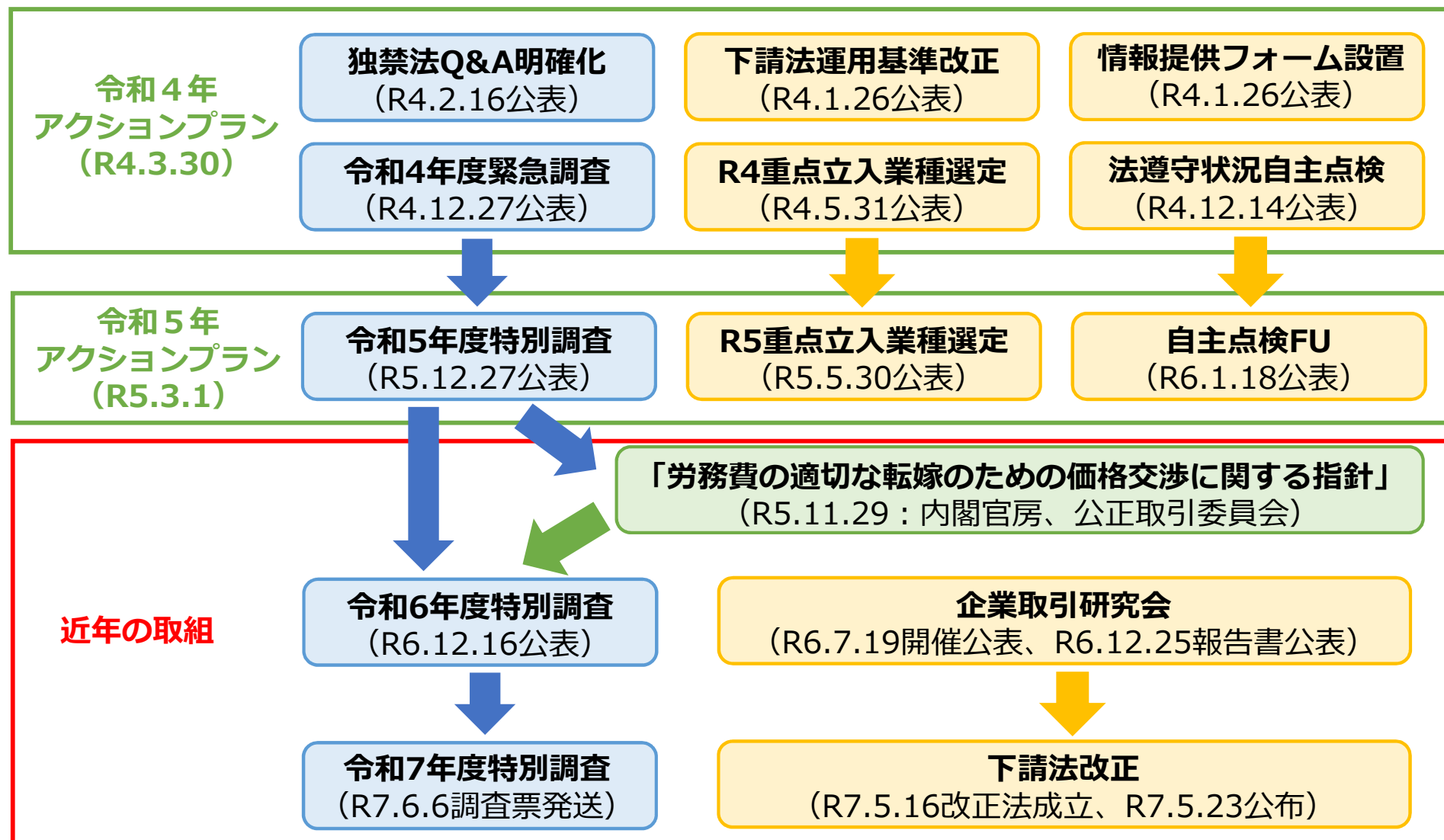
1. これまでの取組と現状の課題

価格転嫁円滑化に向けた取組（全体像）

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」
(R3.12.27：内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会)

独禁法アドボカシー強化

下請法執行強化等



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で社内外に示すこと、③その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引においては協議が必要であることに留意が必要である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的に優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

(参考) 労務費転嫁指針の周知について

①出張！トリテキ会議（取引適正化推進会議）



- ◆ 労務費転嫁指針の活用推進のための中小企業向けプッシュ型広報・広聴企画
- ◆ 全国の商工会議所等で実施
- ◆ 令和6年度は24件実施

②労務費転嫁指針普及啓発動画



労務費転嫁指針の普及啓発動画を公開（令和6年11月）

③下請取引適正化推進月間



- ◆ 毎年11月を下請取引適正化推進月間として、下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に実施
- ◆ 令和6年度は労務費転嫁推進に重点を置いた取組を実施

④労務費転嫁指針等解説動画



受注側企業向けの解説動画を公開（令和6年11月）

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要①

今回の調査の背景

- 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー(独占禁止法)」(独占禁止法Q&A)において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A (公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、**令和4年度に「緊急調査」**(令和4年度調査)を、**令和5年度に「特別調査」**(令和5年度調査)を実施。主な取組は次のとおり。
- ✓ 書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者に注意喚起文書を送付。
 - ✓ 令和5年度調査では、令和4年度に注意喚起文書送付の対象となった発注者4,030名及び事業者名公表の対象となった13名に対しフォローアップ調査を実施。
 - ✓ 令和5年度調査の結果、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、**令和5年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(労務費転嫁交渉指針)を策定・公表。**
 - ✓ 内閣官房は、事業所管省庁に対して業界団体へ労務費転嫁交渉指針の徹底と取組状況のフォローアップの実施を促すよう要請。公正取引委員会は、全国で企業向け説明会を実施し、都道府県及び各種団体と連携して労務費転嫁交渉指針を周知。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の状況等の把握を目的として
「令和6年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」(令和6年度調査)を実施。

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

令和6年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・ 令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・ 労務費転嫁指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・ 注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・ 令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【労務費転嫁指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・ 労務費転嫁指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

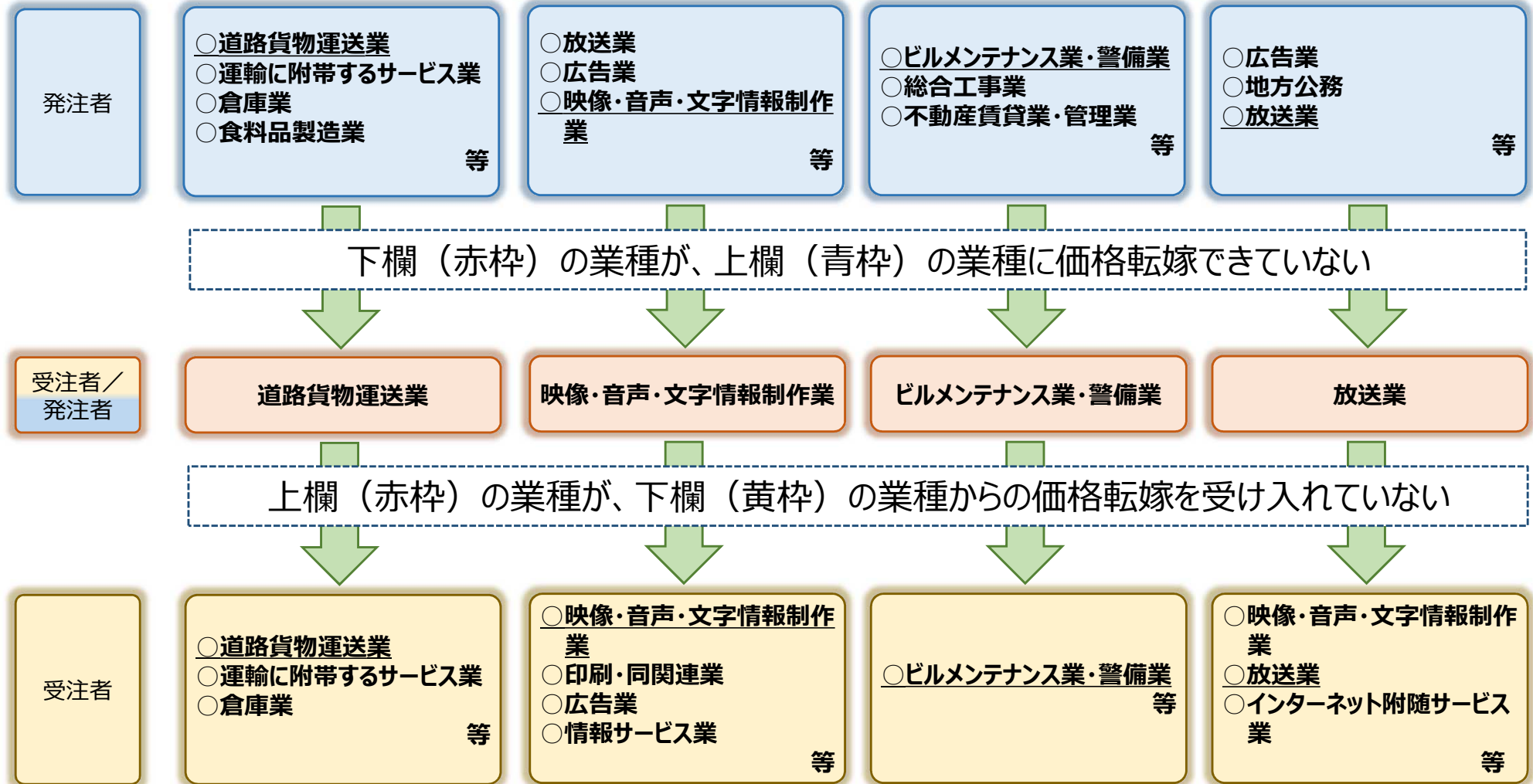
書面調査の結果を踏まえた立入調査
(369件実施)

- 労務費転嫁指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかった9,388名に、注意喚起文書を送付。
- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付。

- 労務費転嫁指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

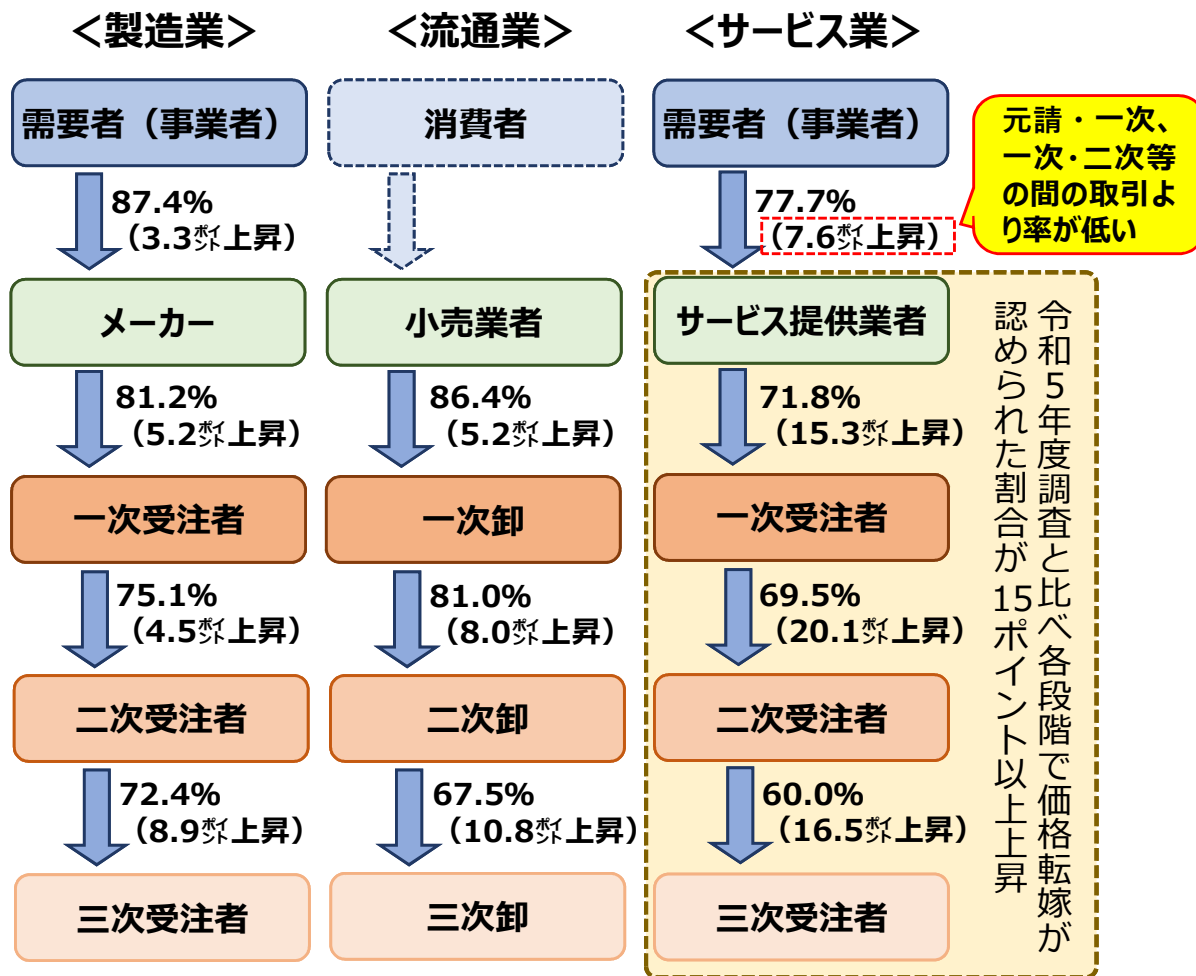
令和6年度特別調査結果 抜粋（1/2） （価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例）



これらのサプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる。

令和6年度特別調査結果 抜粋（2/2） （サプライチェーンの各段階における価格転嫁の状況）

価格転嫁を要請した商品・サービスの数の7割以上について価格転嫁が認められた割合



改善された点

- 令和5年度調査と比較して、各サプライチェーンの各取引段階において、価格転嫁を要請した商品・サービスの7割以上の価格転嫁が認められた割合が上昇。
- サービス業のサプライチェーンでは、サービス提供者（元請）から三次受注者までの各段階で15ポイント以上上昇し、コスト構造に占める労務費の割合が高いサービス業において、令和5年度調査では低調であった価格転嫁が改善。

課題

- サービス提供者（元請）と需要者（事業者）との関係では7.6ポイントの上昇にとどまる。

サービス提供者（元請）や各段階の事業者が受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となる、サービス提供者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない可能性がある。

注 各段階の事業者が、受注者の立場で価格転嫁を要請した商品・サービスの数に対して、取引価格が引き上げられた商品・サービスの数の割合について、7割以上（「全て」又は「多く（7割～9割程度）」）と回答した割合。

公正取引委員会による事業者名公表

・ **価格転嫁の円滑な推進を強く後押しする観点から**、発注者に価格転嫁に向けた積極的な協議を促し、受注者にとっての協議を求める機会の拡大につながる有益な情報であること等を踏まえ、令和4年度の緊急調査や令和5・6年度の特別調査の結果において、**取引価格が据え置かれている取引先として受注者から多く名前が挙がった発注者については、個別調査の結果、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据え置き等が確認された場合には事業者名を公表してきた。**

→ **公表事業者名は年々減少してきている。**

	公表事業者数
令和4年度（緊急調査）	13
令和5年度（特別調査）	10
令和6年度（特別調査）	3

これまで政府一体となって様々な取組を行ってきたことで、価格転嫁の取組自体の機運も醸成されてきたといえ、**一定程度価格転嫁の取組に前進**が見られる。

価格転嫁の状況【コスト全般】

(2025年3月価格交渉促進月間フォローアップ調査結果)

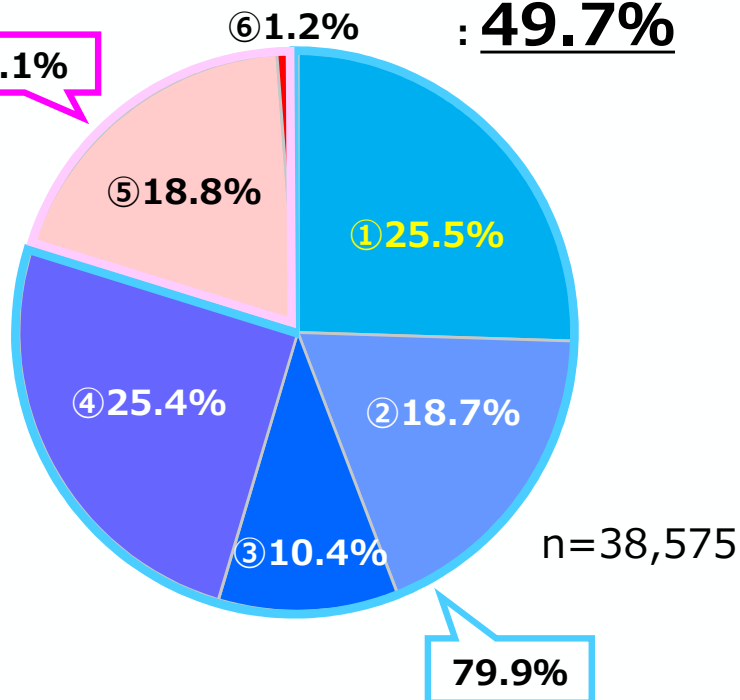
※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- コスト全体の価格転嫁率は52.4%。昨年9月より約3ポイント増加（前回49.7%→52.4%）。
- 「一部でも転嫁できた」割合（①②③④）は、前回から約3ポイント増の83.1%。
- 「転嫁できなかった」「マイナスとなった」割合（⑤⑥）は減少（前回20.1%→16.9%）。
 - 価格転嫁の状況は改善してはいるが、引き続き、転嫁できない企業と二極分離の状態。転嫁が困難な企業への対策が重要。

直近6か月間における価格転嫁の状況

9月

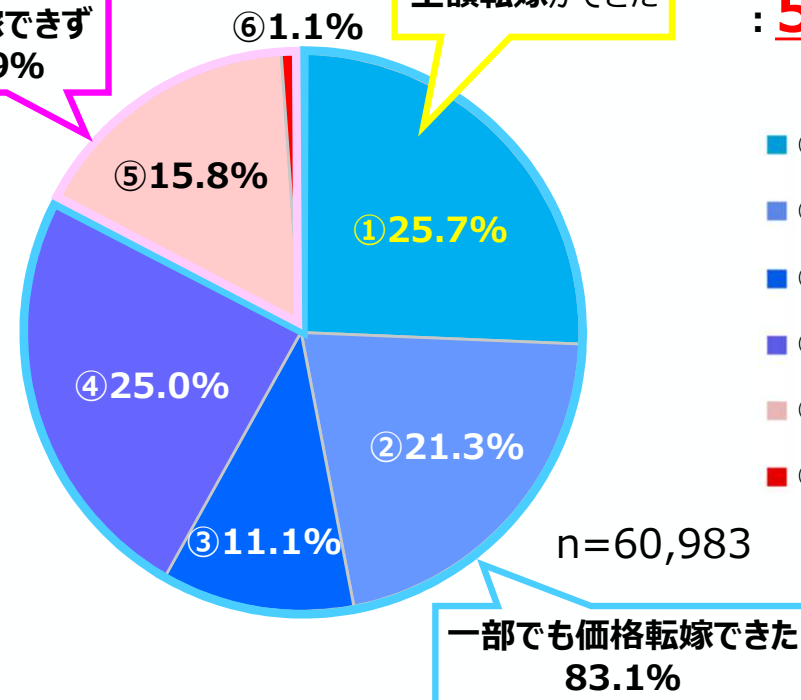
転嫁率【コスト全般】
: 49.7%



3月

転嫁率【コスト全般】
: 52.4%

全く転嫁できず
16.9%



一部でも価格転嫁できた
83.1%

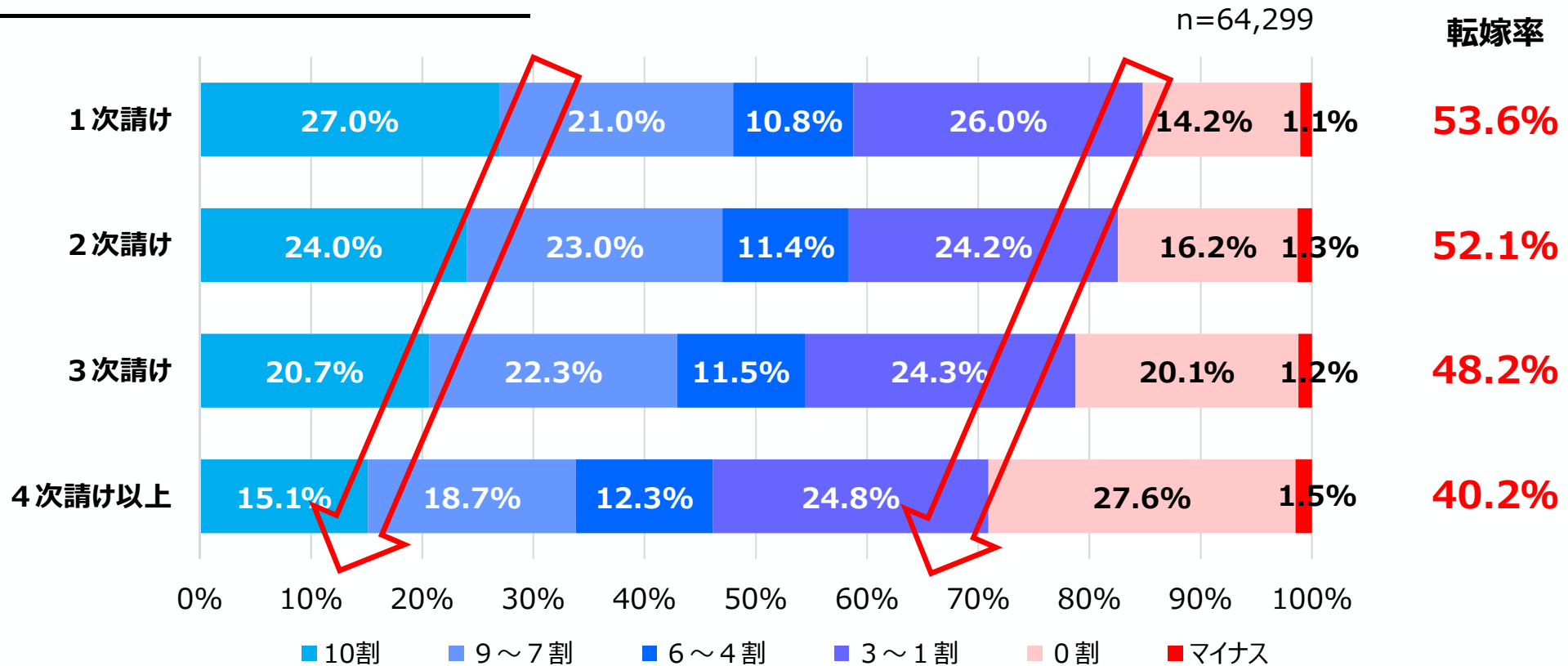
サプライチェーンの各段階（※）における価格転嫁の状況

※各取引段階：受注側中小企業に対する、「自社が、最終製品・サービスを提供する企業から数え、どの取引段階に位置しているか」との質問への回答を集計したもの。

- 価格転嫁率は、1次請けの企業は5割超（53.6%）に対し、4次請け以上の企業は4割程度（40.2%）。
- 特に、4次請け以上の階層においては、「全額転嫁できた」企業の割合は1.5割程度にとどまり、「全く転嫁できなかった」又は「減額された」企業は、3割近く（29.1%）に上る。
- いずれの段階においても、前回と比較して、転嫁率は上昇傾向にはあるものの、受注側企業の取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低くなる傾向がみられる。

➤ より深い段階への価格転嫁の浸透が引き続き課題。

受注側企業の取引段階と価格転嫁率



(2025年3月価格交渉促進月間フォローアップ調査結果)

価格交渉の実施状況の業種別ランキング【発注企業の業種毎に集計】

※ 価格交渉の実施状況に係る回答を点数化し、発注企業の業種毎に平均点を集計。

● 価格交渉に応じられていない業種は、交渉の結果である価格転嫁率においても、比較的低い順位にある。

順位	業種	前回	今回平均点
－	全体	6.75	7.18 ↑
1 位	製薬	7.13	8.40 ↑↑↑
2 位	電気・ガス・熱供給・水道	7.22	7.67 ↑
2 位	飲食サービス	6.45	7.67 ↑↑↑
4 位	建設	7.15	7.65 ↑↑
5 位	運輸・郵便（トラック運送除く）	6.75	7.54 ↑↑
6 位	化学	7.41	7.52 ↑
7 位	造船	7.51	7.46 ↓
8 位	情報サービス・ソフトウェア	6.94	7.40 ↑
9 位	鉱業・採石・砂利採取	6.70	7.39 ↑↑
10位	電機・情報通信機器	6.63	7.38 ↑↑
11位	卸売	7.17	7.36 ↑
12位	小売	6.38	7.27 ↑↑
13位	食品製造	6.72	7.19 ↑
14位	広告	7.50	7.13 ↓
15位	自動車・自動車部品	6.60	7.05 ↑
16位	農業・林業	6.41	7.01 ↑↑
17位	紙・紙加工	6.70	6.97 ↑
18位	金融・保険	7.30	6.86 ↓
18位	機械製造	6.67	6.86 ↑
20位	放送コンテンツ	5.32	6.84 ↑↑↑
21位	不動産・物品賃貸	6.56	6.60 ↑
22位	生活関連サービス	6.07	6.54 ↑
23位	金属	6.27	6.44 ↑
24位	通信	6.20	6.36 ↑
25位	建材・住宅設備	6.68	6.31 ↓
26位	印刷	5.90	6.30 ↑
27位	トラック運送	5.28	6.21 ↑↑
28位	繊維	6.89	6.19 ↓↓
29位	廃棄物処理	6.74	6.15 ↓↓
30位	石油製品・石炭製品製造	5.77	6.02 ↑
－	その他	－	－

※2024年9月時点との変化幅と矢印の数の関係
↑：0.1～0.4ポイント 上昇、↑↑：0.5～0.9ポイント 上昇、↑↑↑：1.0ポイント以上 上昇
※価格交渉が行われたか、下記の評価方法で回答を点数化し、発注企業の業種別に集計。
（例）家電メーカー（発注者）が、トラック運送業者（受注者）に運送委託するケースは、「電機・情報通信機器」に集計。

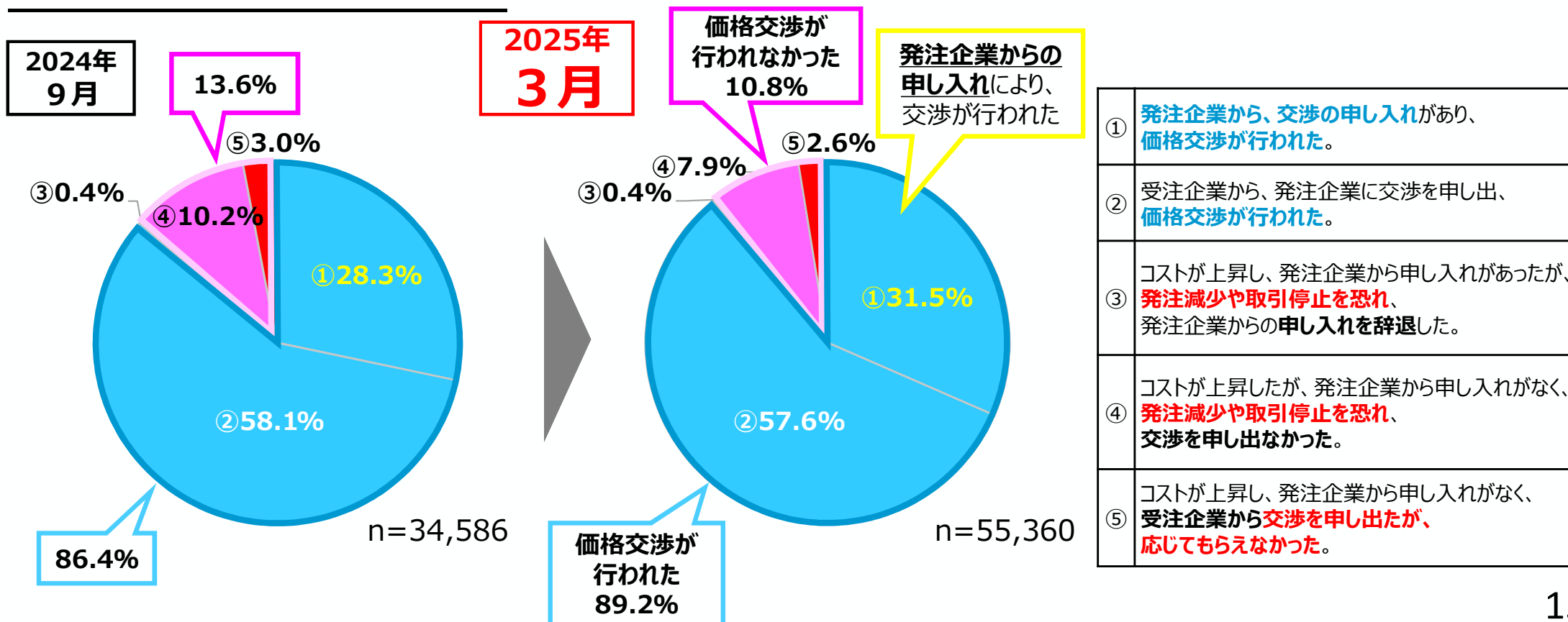
質問① 交渉有無	質問② 交渉申し入れ 有無	質問③ 交渉が実現しなかった理由	点数
行われた	申し入れが あった	－	10点
	申し入れが なかった	－	8点
行われ なかった	申し入れが あった	コストが上昇せず、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		コストが上昇したが、交渉は不要と判断し、辞退したため	10点
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、辞退したため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、辞退したため	5点
	申し入れが なかった	コストが上昇せず、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		支払代金が市場価格に連動するため、 交渉は不要と判断し、交渉を申し出なかったため	対象外
		コストが上昇したが、 発注量減少や取引停止を恐れ、交渉を申し出なかったため	－5点
		コストが上昇し、交渉を申し出たが、応じてもらえなかったため	－10点

価格交渉の状況

※「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

- 「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合（①）は、前回から約 **3ポイント増** の **31.5%**。
 - 「価格交渉が行われた」割合（①②）も前回から約 **3ポイント増** の **89.2%**。
 - 「価格交渉が行われなかった」割合（③④⑤）は **減少**（前回13.6%→10.8%）。
- **発注企業からの申し入れは、さらに浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われなかった者が約 1 割。** 引き続き、**協議に応じない一方的な価格決定の禁止**を盛り込んだ「**中小受託取引適正化法**」の周知を含め、価格交渉・転嫁への更なる**機運醸成が重要**。

直近 6 か月間における価格交渉の状況

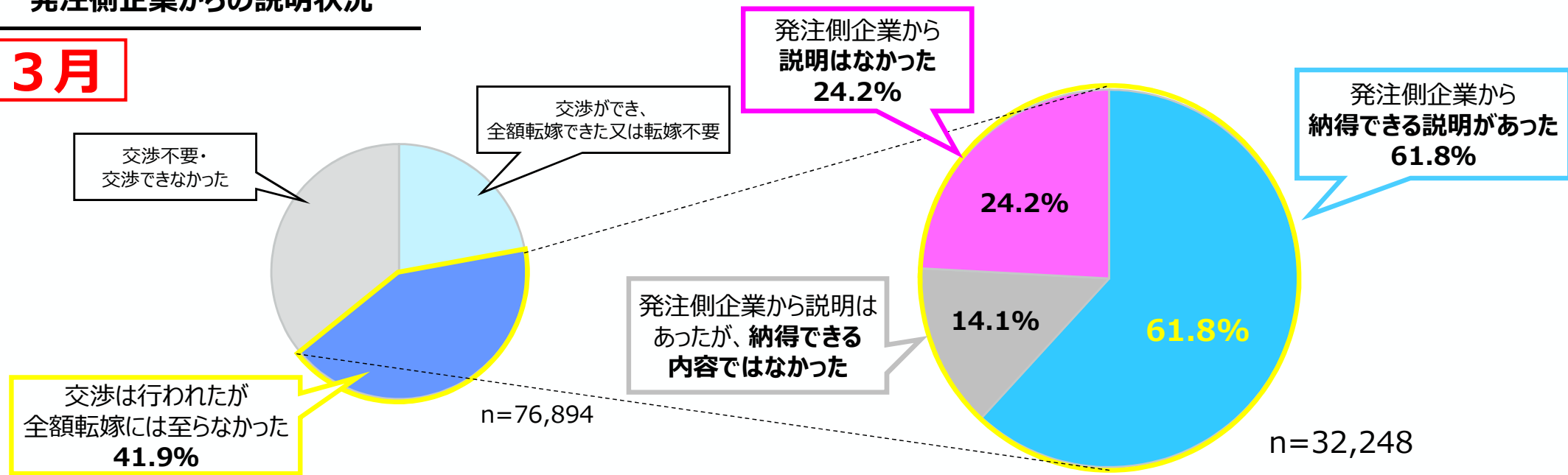


価格転嫁に関する発注側企業による説明

- 価格交渉が行われたものの、全額の転嫁には至らなかった企業（全体の41.9%）のうち、「**発注側企業から説明はあったものの、納得できるものではなかった**」又は「**発注側企業からの説明はなかった**」とする回答が約4割（前回39.6%→38.2%）。
- 発注側企業に対し、価格交渉の場の設定のみならず、**価格に関する十分な説明**も求めていく必要。
協議において、**必要な説明又は情報の提供をしない、一方的な価格決定を禁止**する「**中小受託取引適正化法**」の周知を徹底していく。

発注側企業からの説明状況

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲コスト上昇を踏まえ、赤字根拠について記入した資料を提出し、**何度も価格交渉を申し入れたが全く応じてもらえなかった。**
- ▲コストアップの根拠を示した価格を提示したが、発注企業側から、**根拠の説明がない価格を一方的に通知された。**

優越的地位の濫用規制（独占禁止法）における処理状況（注意事項）①

- ・ 優越的地位の濫用規制においても一方的な対価決定の種類の違反割合が高く、価格交渉が行われなかった事例や十分な協議が行われていない事例が確認されている。
- ・ サプライチェーン全体（取適法対象外取引において）価格転嫁をより一層進める必要がある。

→ **近年は、公取委も注力して取り組んでいる。**

【令和6年度：注意件数41件】

【令和5年度：注意件数67件】

【取引の対価の一方的決定に関する注意件数の推移】

違反行為類型	違反件数	違反行為類型	違反件数
取引の対価の一方的決定	29	取引の対価の一方的決定	45
不当な給付内容の変更及びやり直し	15	不当な給付内容の変更及びやり直し	12
減額	8	減額	11
その経済上の利益提供要請	7	その経済上の利益提供要請	7
支払遅延	4	購入・利用強制	4
協賛金等の負担要請	3	支払遅延	3
従業員等の派遣の要請	3	従業員等の派遣の要請	3
その他	2	返品	2
購入・利用強制	1	協賛金等の負担要請	1
返品	1	その他	0
受領拒否	0	受領拒否	0

年度	件数
令和6年度	29件
令和5年度	45件
令和4年度	3件
令和3年度	1件
令和2年度	2件

（注）1つの事案において複数の行為類型について注意を行っている場合があるため、注意件数と行為類型の内訳の合計数とは一致しない。

（「令和6年度における優越タスクフォースの取組状況」及び「令和5年度における優越タスクフォースの取組状況」より引用。）

取適法対象外取引への対応（課題）

取適法の対象外取引においても、実効的な価格交渉が行えないことを要因に価格転嫁が進んでいない現状がある。

そのため、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備のため、優越的地位の濫用に係る考え方を整理し、実効的な取組を整備する必要がある。

【取適法対象となる取引】

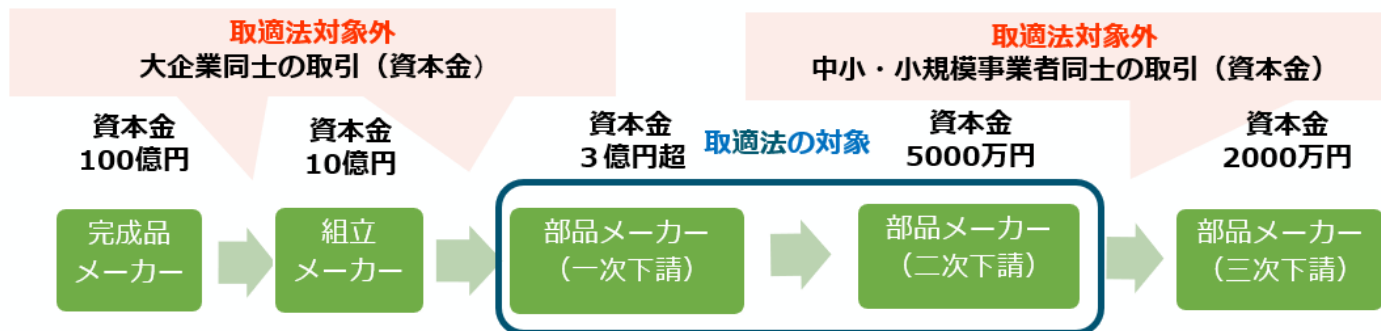
法律の対象取引(中小受託取引) = 取引の内容 + 資本金基準又は従業員基準

※ 取引の内容：製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託の5種

【取適法対象外となる取引の例（詳細は次頁参照）】

- ・ 取適法の「取引の内容」に該当しない取引（例：規格品・標準品の購入）
- ・ 取適法の「規模要件（資本金基準・従業員基準）」に該当しない取引（例：大企業同士、中小企業同士）
- ・ 直接の取引関係にない取引

（規模要件に該当しない例）



（例）製造業におけるサプライチェーン

事業者ヒアリングにおいて指摘された取適法対象外取引の問題点の例

1. 規模要件に該当しない取引 ※下記は物品の製造・修理委託における取引の例

例1：規模要件を超過した企業同士（大企業同士）の取引



自社・取引先ともに資本金3億円超だが、取引先からの価格転嫁が十分に行われていない。自社もサプライチェーンの中流に当たり、取引先から転嫁の原資をもらえないと、より下流の委託先に価格転嫁ができない。

(例) 発注者 受注者

資本金 3億円超 —▶ 資本金 3億円超
※規模要件超過

例2：規模要件未満の事業者同士（中小・小規模事業者同士）の取引

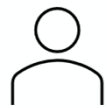


発注者が資本金1000万円で、自社が資本金800万円である。価格交渉を申し込んでも、取適法対象外であることを理由に一切応じてもらえず、価格転嫁が実現することはほとんどない。

(例) 発注者 受注者

資本金 1000万円 —▶ 資本金 800万円
※規模要件未満

2. 取引の内容が委託取引に該当しない取引



（取適法上の製造委託に該当しない）標準品・規格品を販売する取引を行っているが、価格交渉を行っても原材料の値上げに伴う価格転嫁を受け入れてもらえない状況が数年間続いている。

(例)
● 取適法上の製造委託に該当しない
標準品・規格品を販売する取引

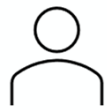


廃棄物の処理を請け負っているところ、廃棄物の所有者から、電気料金の値上がりを理由に、（自家使用役務であり取適法の役務提供委託に該当しない）廃棄物の運搬費を値下げさせられた。

● 取適法上の役務提供委託に該当しない
自家使用役務に関する値下げ要求

事業者ヒアリングにおいて指摘された取適法対象外取引の問題点・懸念の例

3. 直接の取引関係に限らないサプライチェーン全体（多段階）での取引



取引先からの注文書に基づき見積りを提示するものの、**取引先とその上位取引先の間で決まった価格を元に自社への価格が提示されるため、当事者間だけでは交渉にならない**案件がある。

この製品は
〇〇円で納め
てほしい



上位取引先A社



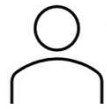
一次請けB社



二次請けC社

当社もA社に安く納
める必要があり、値
上げは認められない

原材料費が上がった
ので値上げしたいの
ですが・・・



サプライチェーン頂点企業が一次請けと二次請け間の価格転嫁の状況を確認し、その状況に基づき、一次請けに二次請けに対する積極的な価格転嫁を行うことを要請する場合、優越的地位の濫用等に当たる懸念があるのではないかと考えている。

B社（一次請け）から
どのくらい価格転嫁
されていますか？



SC頂点企業A社



一次請けB社



二次請けC社

①価格転嫁の状況を確認

労務費の一部
を認めて貰え
ただけです。

C社（二次請け）からは、労務費の一部しか転嫁を認めてもらえていないと聞きましたが、当社は御社とC社のコスト上昇等を踏まえてお支払いしているので原材料費やエネルギー費も転嫁してください。

②積極的な価格転嫁を要請

○ 公取委・中企庁の調査の結果等を踏まえると、これまで官民で様々な取組を行ってきたことで、価格転嫁の取組に一定程度前進が見られる。他方、例えば、以下のような課題が指摘されている。

- ・ 取適法対象外取引においても、価格に係る協議に応じない又は十分な説明がないまま価格を一方的に決定される
- ・ サプライチェーン全体、特により深い層での価格転嫁が十分進んでいない

議題① 下請法改正により、取適法では価格交渉のプロセスに着目し、協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定が新設されたが、取適法の趣旨を取適法対象取引に限らず独禁法でも実現するための考え方を明確にしていくべきではないか（例：優越ガイドラインでの「価格交渉プロセス」部分の具体化）。

議題② サプライチェーン全体での価格転嫁が更に実効的に進むよう、今後どのような取組を行っていくべきか（例：エンフォースメントとアドボカシーの一体的運用、振興法の指導・助言等やパートナーシップ構築宣言の拡大・実行性向上）。

2. 議題①

サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に係る優越的地位の濫用の考え方の整理

昨年度企業取引研究会における御発言抜粋

・取引を適正化するには、サプライチェーンの構造がピラミッド型方式のため、上のレイヤーがきちんとトリクルダウン的に適正化しないとその下もできない。サプライチェーン全体で取引を正していくということをもう一度念頭に置いていただきたい。

・価格転嫁について、サプライチェーンの上位にいる企業が、サプライチェーン全体で付加価値を上げて、その果実を適正に分配することを促すような方策を更に強化する必要がある。また、優越的地位の濫用に関するガイドライン等に具体的事例を示し、発注者、受注者双方の理解を深めることが必要。

・合理的で誠実な交渉が行われるような商慣習を作るため、下請法の対象外の取引についてもアドボカシーの方法を考えるべき。下請法の対象外の範囲も含めると、優越的地位の濫用に立ち返って対応することになるのではないかな。

・サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を実現する観点から講ずべき施策は何かという点について、ガイドライン等で具体的な事例と併せて示すことを検討してはどうか。

・日本経済のステージそのものが今変化しており、新たなステージに対応するために、適切な価格転嫁のルールを作り、環境整備等を進めるという目線の置き方も大切である。また、下請法の適用対象外においても価格転嫁されていくことが必要。

第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて

2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し.

(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買ったたき規制の在り方）

ウ 解決の方向性

下請法の対象取引のみならず、サプライチェーン全体での円滑な価格転嫁を実現するため、これまでも（略）価格転嫁状況の実態把握や労務費転嫁指針の策定公表等、価格転嫁円滑化に係る取組を行っているが、更に実効性のあるものとすることが重要である。

このため、上記方向性での下請法改正の趣旨を優越的地位の濫用の考え方にも当てはめ、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を明確にし、より実効的な取組とすることを併せて検討する必要がある。（優越ガイドライン「第4 の3(5)ア 取引の対価の一方的決定」を参照）

議題① サプライチェーン全体での適切な価格転嫁に係る優越的地位の濫用の考え方の整理

- 改正された取適法では、「協議に応じない一方的な代金決定」の禁止が追加され、交渉プロセスとして実効的な協議が行われることを確保することとしている。
- 独占禁止法でも同様に、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定することは、優越的地位の濫用の「取引の対価の一方的な決定」として独禁法上も問題となり得る（独占禁止法第2条第9項第5号八、優越GL第4の3(5)ア）。
- 現行の優越GLでは、「取引の対価の一方的な決定」の該当性の判断に当たっては、対価の決定方法のほか、通常の価格との乖離状況、商品等の需給関係等、様々な要素を勘案して総合的に判断することや、その際は十分な説明や協議を行っているかが判断要素となることが示されているにとどまり、具体的にどのような場合に実効的な協議が行われず問題となるのか、想定事例として明記されていない。

そこで、優越ガイドラインにおいて、上記の考え方だけでなく、事業者にとってよりイメージしやすい「想定例」においても、実効的な協議が行われたかどうかを考慮要素となることを明確にする等、記載内容を充実させる必要はないか。

例

- ・ 拒否等により協議に応じない
- ・ 協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない

【参考】取適法と独占禁止法の対比

	取適法	独占禁止法（優越的地位の濫用）
目的	・ 中小受託取引の適正化 ・ 中小受託事業者の利益保護	・ 公正且つ自由な競争の促進 ・ 一般消費者の利益確保
性質	・ 独占禁止法の優越的地位の濫用規制は、簡易迅速な執行になじまない一方、中小受託事業者においては、その利益が迅速に確保されるべきであるため、独占禁止法の補完法として下請法（取適法）がある	・ 取引上の地位が相手方に優越している事業者が取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為を優越的地位の濫用として規制
対象	・ 対象となる取引類型を限定 ・ 資本金基準や従業員数基準といった外形的基準を用いる	・ 全ての取引が対象であるが、適用対象にあるかについては、①優越的地位にあるか、②正常な商慣習に照らして不当であるか、③濫用行為といえるか、という判断要素について、個別の認定が必要となる

取適法と独占禁止法の条文対比

○ 取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）

第5条第1項

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

同項第5号

中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。

同条第2項第4号（新設）

中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

○ 独禁法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

第2条第9項第5号

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

（略）

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること（略）

第19条

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

優越ガイドライン（1/3）

○ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）

- ・ 法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性を高めるため作成
- ・ 全ての業種が対象
- ・ 過去の事例を基に「具体例」を、また、行為類型ごとに「想定例」を記載

※以下、取引の対価の一方的な決定に関する主な記載箇所は「青字」、そのうち、協議プロセスに着目した記載は「緑字」。

○ 優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方 （抜粋）

第4 優越的地位の濫用となる行為類型

3 独占禁止法第2条第9項第5号ハ

この独占禁止法第2条第9項第5号ハには、「受領拒否」、「返品」、「支払遅延」及び「減額」が優越的地位の濫用につながり得る行為の例示として掲げられているが、**それ以外にも、取引の相手方に不利益を与える様々な行為が含まれる。**

（略）

(5) その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等

（略）

取引上の地位が優越している事業者が、**取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、優越的地位の濫用として問題となる。**

一般に取引の条件等に係る交渉が十分に行われなときには、取引の相手方は、取引の条件等が一方的に決定されたものと認識しがちである。よって、**取引上優越した地位にある事業者は、取引の条件等を取引の相手方に提示する際、当該条件等を提示した理由について、当該取引の相手方へ十分に説明することが望ましい。**

ア 取引の対価の一方的決定

(7) 取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となる（注25）。

この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離（かいり）の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断する。

（注25） 取引の対価の一方的決定は、独占禁止法第2条第9項第5号ハの「取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定（中略）すること。」に該当する。

(イ) 他方、①要請のあった対価で取引を行おうとする事業者が他に存在すること等を理由として、低い対価又は高い対価で取引するように要請することが、対価に係る交渉の一環として行われるものであって、その額が需給関係を反映したものであると認められる場合、②ある品目について、セール等を行うために通常よりも大量に仕入れる目的で、通常の購入価格よりも低い価格で購入する場合（いわゆるボリュームディスカウント）など取引条件の違いを正当に反映したものであると認められる場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとならず、優越的地位の濫用の問題とはならない。

優越ガイドライン (3/3)

<想定例>

- ① 多量の発注を前提として取引の相手方から提示された単価を、少量しか発注しない場合の単価として一方的に定めること。
- ② 納期までの期間が短い発注を行ったため、取引の相手方の人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の納期で発注した場合の単価と同一の単価を一方的に定めること。
- ③ 通常の発注内容にない特別の仕様を指示したり、配送頻度の変更を指示したりするなどしたため、取引の相手方の作業量が増加し、当該取引の相手方の人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の発注内容の場合の単価と同一の単価を一方的に定めること。
- ④ 自己の予算単価のみを基準として、一方的に通常の価格より著しく低い又は著しく高い単価を定めること。
- ⑤ 一部の取引の相手方と協議して決めた単価若しくは不合理な基準で算定した単価を他の取引の相手方との単価改定に用いること、又は取引の相手方のコスト減少を理由としない定期的な単価改定を行うことにより、一律に一定比率で単価を引き下げ若しくは引き上げて、一方的に通常の価格より著しく低い若しくは著しく高い単価を定めること。
- ⑥ 発注量、配送方法、決済方法、返品可否等の取引条件に照らして合理的な理由がないにもかかわらず特定の取引の相手方を差別して取り扱い、他の取引の相手方より著しく低い又は著しく高い対価の額を一方的に定めること。
- ⑦ セールに供する商品について、納入業者と協議することなく、納入業者の仕入価格を下回る納入価格を定め、その価格で納入するよう一方的に指示して、自己の通常の納入価格に比べて著しく低い価格をもって納入させること。
- ⑧ 原材料等の値上がりや部品の品質改良等に伴う研究開発費の増加、環境規制への対策などにより、取引の相手方のコストが大幅に増加したにもかかわらず、従来の単価と同一の単価を一方的に定めること。
- ⑨ ある店舗の新規オープンセールを行う場合に、当該店舗への納入価格のみならず、自己が全国展開している全店舗への納入価格についても、著しく低い納入価格を一方的に定めること。
- ⑩ 取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い納入価格を一方的に定めること。

⇒事業者にとってより違反事例をイメージしやすい<想定例>においては、協議プロセスに着目した記載はあるものの、具体的にどのような場合が「一方的に定めること」となり得るか等、実効的な協議（説明や情報の提供を含む）を示す記載が限定的であるため、その内容をより明確にする必要はないか。

参考資料

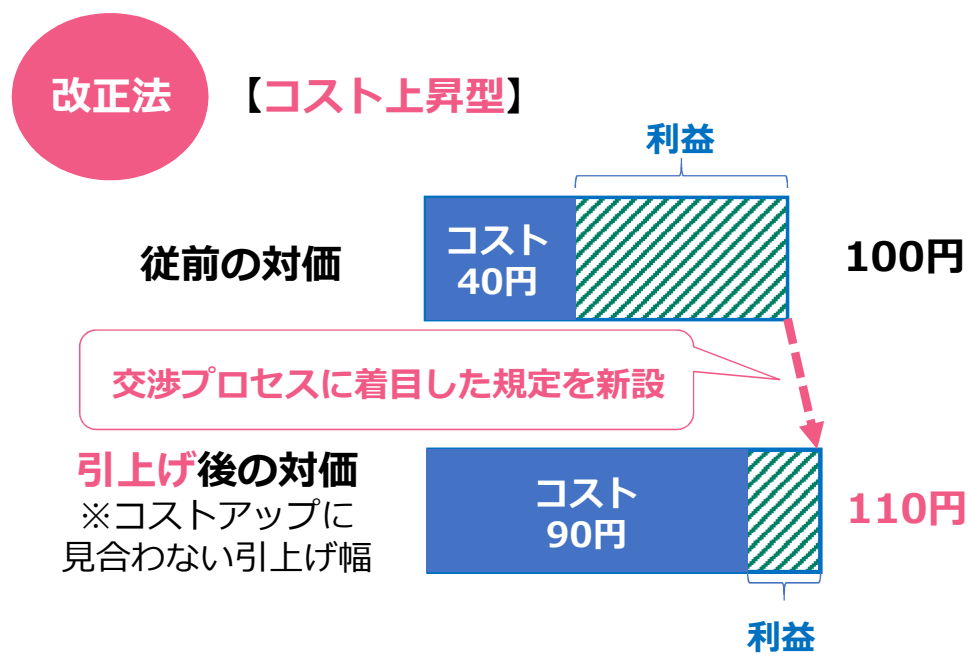
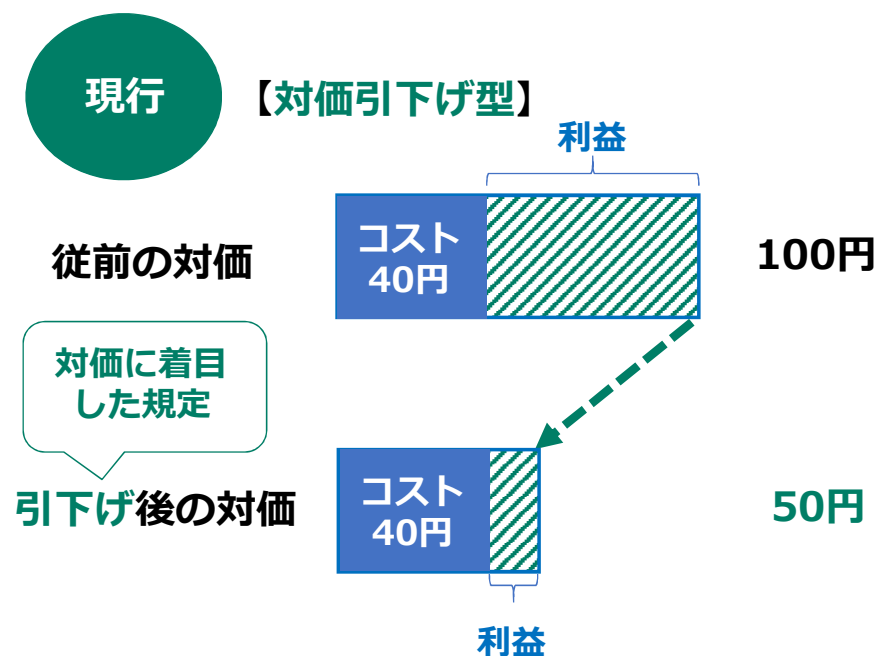
協議に応じない一方的な代金決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



取適法条文（抜粋）

○ 取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）

第5条第1項

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

同項5号

中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。

同条第2項4号（新設）

中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

【制度趣旨】

代金決定に係るプロセスの不当性を具体化し、一方的な代金決定により自由かつ自主的な判断が阻害されることを防止し、実効的な協議を確保するための行為類型を規定。

第4 委託事業者の禁止行為

9 協議に応じない一方的な代金決定

(1) 協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）とは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

(2) 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。

(3) 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合をいう。なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合を含む。

(4) 「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。なお、中小受託事業者の求めた事項が代金の額に関する協議との関連性を欠く場合や委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合には、そのような事項は、中小受託事業者の自由な意思により代金の額を決定するために資する事項とは言えず、当該事項に応じなくとも、問題にはならない。

9 協議に応じない一方的な代金決定

(5) 「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、代金の額が定められた場合が該当する。なお、「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げることのほか、据え置くことも含まれる。

(6) 多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律に、コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金の額が定められた場合などは、一方的な代金決定によっても、「受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。

(7) 中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。

ア 中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。

イ 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。

ウ 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。

エ 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

9 協議に応じない一方的な代金決定

〈想定される違反行為事例〉

9-1 拒否等により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者が、量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が大幅に減少し、製造に要する費用が上昇していることを理由に、**量産時の大量発注を前提とした単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等して、従前の単価が適用された場合**

9-2 詳細な情報提示要求により委託事業者が協議に応じない例

中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など。以下同じ。）に基づき具体的な引上げ額を提示して**代金の額の引上げを求めたにもかかわらず、協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的に算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合**

9-3 中小受託事業者が協議を求めた事項について必要な説明又は情報を提供しない例

(1) 中小受託事業者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な引上げ額を提示して**代金の額の引上げを求めたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた理由の説明や根拠資料の提供を一切することなく、従前の代金の額を据え置き、又は僅かに引き上げた額を代金の額と定めた場合**

(2) 中小受託事業者が委託事業者による原価低減要請に関し、その理由に関する説明を求めたのに対し、要請に応じない場合には取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、他に理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、**従前の代金の額から引き下げた額を代金の額と定めた場合**

優越的地位の濫用規制（概要）

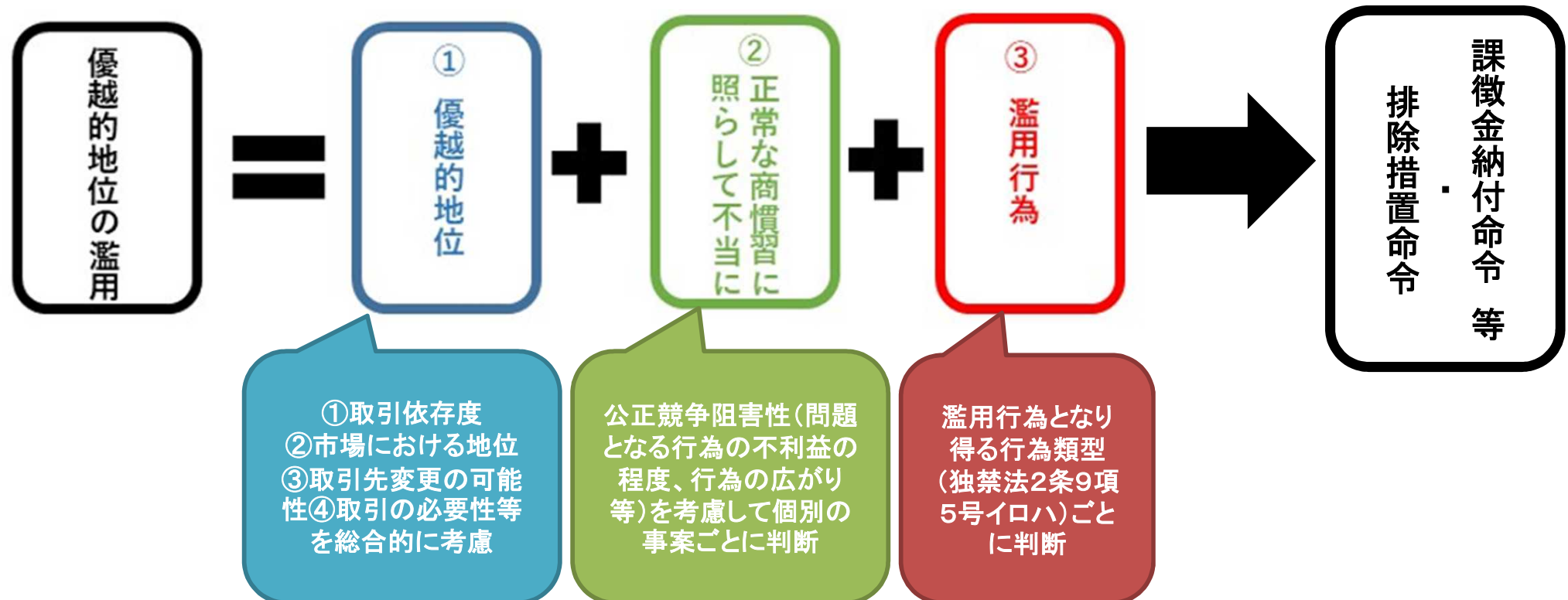
独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

【規制趣旨】

優越的地位の濫用は、

- ・取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- ・取引の相手方はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者はその競争者との関係において競争上有利となる

→ **公正な競争を阻害するおそれ**

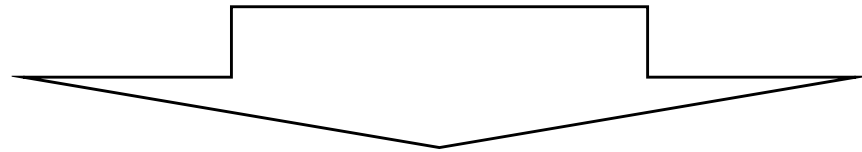


3. 議題②

**サプライチェーン全体で価格転嫁を進める
ための今後の実効的な取組**

議題② サプライチェーン全体で価格転嫁を進めるための今後の実効的な取組

- これまで、サプライチェーン全体における取引適正化を進めるため様々な取組を行ってきた。特別調査の結果や、中小企業庁による価格交渉促進月間フォローアップ調査結果等を踏まえると、取組の成果が一定程度みられる一方で、特に取適法対象外取引での価格転嫁が今後の課題である。



執行活動も引き続き厳正に行っていくが、執行リソースの限界や独禁法の執行は簡易迅速な執行になじまない性質も踏まえ、そもそも違反行為が起こらないような環境を整備するために、例えば、以下のような取組をするなどアドボカシー活動等を強化していく必要はないか。

例

- ・ 特別調査等により取適法対象外の中小企業間の取引を含めて実態を把握し、必要に応じて注意喚起・事業者名公表等の対応を行う。
- ・ 所管する業に対する専門的な知見や理解を有して継続的にアプローチすることが可能な**事業所管省庁とも連携を強化し、独占禁止法・取適法併せてアドボカシー活動を行う。**
(例 これまで下請法勧告事案があった業種・業界に対して関係省庁と連携し申入れや説明会等を行ってきたが、そうした機会を活用し、独禁法も広く周知するなど)
- ・ 振興法の指導・助言等や**パートナーシップ構築宣言の拡大**によって、振興基準の遵守を促す。

公正取引委員会は、公正で自由な競争環境を確保するため、
エンフォースメント（法執行）と**アドボカシー（競争唱導）**を
「車の両輪」として一体的に取り組んでいる。

エンフォースメント ～厳正な法執行による競争の回復～

● 違反事件審査

例 独占禁止法・取適法の運用、厳正な執行活動等
（個別事案に応じた事後規制）

⇒厳正な法執行により、取引が適正化し市場における公正かつ自由な競争が回復されることで、一般消費者の利益保護等に資する。

アドボカシー（競争唱導） ～競争環境の整備～

- 実態調査 例 令和7年度特別調査等
 - ガイドライン等の策定 例 労務費転嫁指針、調査を踏まえた報告書や提言等
 - 効果的な広報 例 説明会・講演会への登壇・開催、事業所管省庁とも連携した周知活動等
- ⇒法の解釈や運用についての考え方を示すことで、事業者にとって問題となる行為を未然防止でき、コンプライアンス向上に資する。

＜連携：一体的運用＞

サプライチェーン全体での適切な価格転嫁のためのこれまでの取組まとめ

(例) 製造業におけるサプライチェーン



適用対象限定

審査時間必須

下請法対象

独占禁止法対象

内閣官房との労務費転嫁指針策定、関係省庁と連携した周知

※指針に沿った適切な行動を行っていれば、通常は独占禁止法及び下請法の問題が生じない旨を明記（公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処される旨も明記）

独占禁止法よくある質問コーナー（Q&A）

※Q20において、コスト上昇分の取引価格への反映の必要性について、明示的に協議することなく取引価格を据え置くこと等は問題となるおそれがあると明記

緊急調査（令和4年度）・特別調査（令和5～7年度）、調査報告書公表等

広い対象

機動的

エンフォースメント

アドボカシー

優越的地位の濫用への対処

- ・ 独占禁止法の優越的地位濫用規制の考え方を各種ガイドラインにおいて具体的に示すことで事業者の理解を促進するとともに、優越的地位濫用についての違反行為がみられた場合には引き続き厳正かつ積極的に対処を行っていく。

公正な取引ルールの整備

- 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定（平成22年11月公表）。
- 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）を制定（平成16年4月から施行）。
- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）を制定（百貨店業に係る特殊指定は廃止）（平成17年11月から施行）。
- 下請法の改正により、①ソフトウェア、テレビ番組等の情報成果物の作成委託及び②運送、ビルメンテナンス等の役務の提供委託に係る下請取引を下請法の対象に追加（平成16年4月から施行）。
- 下請法の適用対象とならない取引であっても、独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを独占禁止法Q & Aの作成・公表によって明確化。優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、令和4年2月に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定（令和5年11月公表）。

違反行為への厳正かつ効果的な対処 (違反事件の処理)

(年度別優越的地位濫用事件処理件数)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
警告件数	0	0	0	0	3
注意件数	47	46	55	67	41

(単位：件)

＜中小事業者等の労務費・原材料価格・エネルギーコスト等の上昇に伴う価格転嫁に関連した注意＞

一部の発注事業者が、取引先の中小事業者からのコストの上昇による取引価格の引上げ要請に対して、一部の品目の引上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、発注事業者が一方的に取引条件を設定している疑いのある事例がみられた。

＜荷主による運送事業者に対する要請に関連した注意＞

一部の荷主が、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない荷下ろし等を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった事例がみられた。

適切な価格転嫁を阻害する行為に対する注意事例

取引先の中小事業者等からの労務費・原材料価格・エネルギーコスト等の上昇に伴う取引価格の引上げ要請について、一部の品目の値上げにしか応じない、交渉に応じず従来どおりに取引価格を据え置くなど、発注事業者が一方的に取引条件を設定している疑いのある事例がみられた。

このため、公正取引委員会は、発注事業者に対し、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から注意を行った（令和6年4月～令和7年3月：25件）。

【注意した主な事業者の業種】

道路貨物運送業
倉庫業
飲食料品小売業
不動産賃貸業・管理業
各種商品小売業

その他の卸売業
協同組合
生産用機械器具製造業
物品賃貸業
無店舗小売業

家具・装備品製造業
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
機械器具小売業
飲食料品卸売業
食料品製造業

アドボカシー：令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査

- 取引の公正化をより一層推進する観点から「令和7年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を12万名を超える事業者に対して実施。
- 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、事業者間の取引における価格転嫁の状況の把握や、労務費転嫁指針の取組状況のフォローアップなどを内容とするもの。

今回の書面調査等の結果を踏まえ、

✓ 発注者と受注者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について**立入調査**を実施する。

✓ 問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し**注意喚起文書**を送付する。

など必要な対応を採るとともに、令和7年内を目途に調査結果を取りまとめ予定。



調査票は事業規模や事業者の所在地にかかわらず送付してきているが、**立入調査は、事業者と直接のコミュニケーションを行う機会であり、アドボカシー効果が強く期待できる。**

⇒そこで、例えば、調査が都心部や地方の中心都市等の地域に集中しないよう、全国にて広く情報収集等を行う。

⇒また、調査が大規模事業者に偏ることがないように、中小企業間同士の取引等含め、事業規模にかかわらず実態把握に努め、必要に応じて注意喚起等を行う。

エンフォースメントとアドボカシーの一体的な運用（下請法）

これまでの取組（具体例）

サンケン電気株式会社（パワー半導体製品の販売業）に対する件（下請法違反、勧告）

公正取引委員会の申入れ（注1）

- 以下、**金型関連業界団体**に申入れ（2023年12月15日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、金型等の無償保管要請に係る下請法違反行為の未然防止に努めるよう促すこと
 - ✓ 取引適正化に資する取組を一層推進すること

日本自動車部品工業会の取組例（注2）

- 会員に対し緊急自主点検を要請（2024年3月15日）
 - ✓ 自ら襟を正し、下請法等の遵守について社内/グループ会社等に周知徹底し、その実践を指示すること
 - ✓ 社内/グループ会社を対象として、違法な商習慣が残っていないか、仕入先からの要請放置・協議拒否をしていないか、明らかな回答引き延ばし等の不適切な行動がないか等の点検について、現場任せにせず、経営トップ等が陣頭指揮を取って進めること

（注1）中小企業庁との連名で申入れを実施。

（注2）日本自動車部品工業会の公表資料に基づき作成。ただし、サンケン電気株式会社に対する件の際の申入れだけでなく、その後の同種勧告事案や、下記事例2に関連する中小企業庁からの申入れ等、その他の経緯も踏まえて、一連の取組が行われたものである。

日産自動車株式会社（自動車等の製造販売業）に対する件（下請法違反、勧告）

公正取引委員会の申入れ（注3）

- 以下、**日本自動車工業会**に申入れ（2024年3月14日）
 - ✓ 会員に、本件をはじめとする下請法違反行為事例を周知し、違反行為の未然防止の取組を促すこと
 - ✓ 今後の価格転嫁に係る法令遵守の在り方について、原価低減要請の在り方等を検討し、業界全体の取引適正化を一層推進すること

日本自動車工業会の取組例（注4）

- 労務費・原材料費・エネルギー費の適切な価格転嫁に向けた方針を決定するとともに（2024年5月23日）、上記方針を踏まえ、「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」及び同計画の実効性向上のための「徹底プラン」を改訂・公表（2024年5月31日）。

（注3）中小企業庁との連名で申入れを実施。

（注4）日本自動車工業会の2024年5月23日付、同月31日付の公表資料に基づき作成。

下請法の個別事件に係る個別事件においては、必要に応じて、勧告と同時に関連業界団体への申入れや説明会の実施等を関係省庁とも連携しながら行ってきた。

⇒今後は独占禁止法も併せた周知を行うなど、引き続き業界全体を挙げた独占禁止法・下請法（取適法）等に関するコンプライアンスの取組を促していく。

執行連携強化に向けたアドボカシー（事業所管省庁との連携）

所管する業に対する専門的な知見や理解を有して継続的にアプローチすることが可能な**事業所管省庁と取適法による執行連携を強化することを通じて、取適法だけでなく独占禁止法のアドボカシー活動においても、今後事業所管省庁と連携を強化する。**

執行連携強化に向けた取組（具体例）

公正取引委員会及び国土交通省による合同荷主パトロール等の実施（令和7年9月26日公表）

概要

取適法で、「特定運送委託」が規制対象取引として追加されるほか、事業所管省庁においても委託事業者に対する指導及び助言ができるようになることなどを踏まえ、**公正取引委員会及び国土交通省は、取適法の施行に向けた連携を強化。**

国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」（令和7年10月～11月）において、荷主事業者等による取適法の違反行為や改正物流法の違反原因行為の未然防止等の観点から、**公正取引委員会本局又は地方事務所等と各地方運輸局が全国規模で連携し、荷主事業者等の営業所、物流拠点に対する合同荷主パトロールや高速道路のSA・PA等におけるトラックドライバーに対する聴取り等を実施。**

現行下請振興法の概要

※下請中小企業振興法(1970年制定)

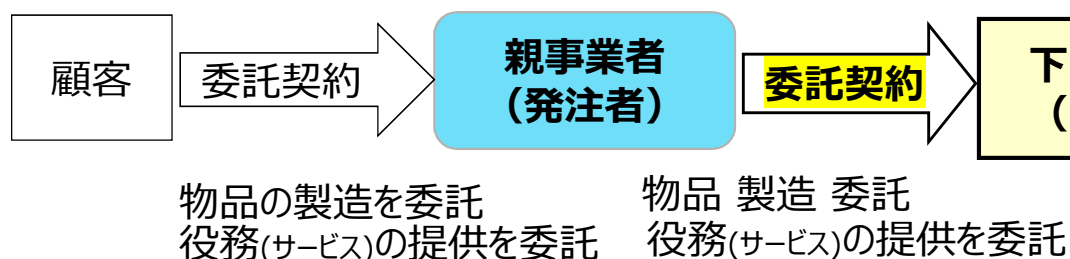
1. 趣旨・目的

- 下請関係を改善し、下請中小企業の振興を図るための法律。

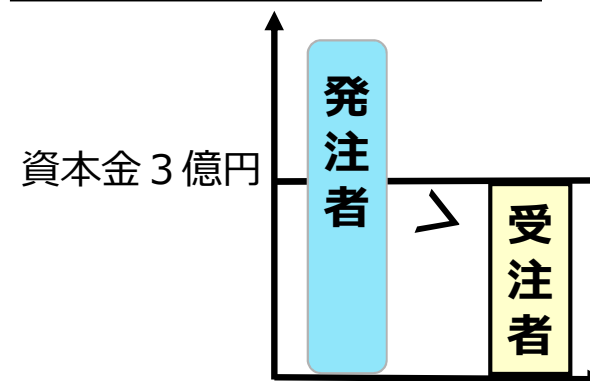
2. 適用対象

- (1) + (2) を満たす親事業者・下請事業者が適用対象。

(1) 委託契約類型 (下請法と同様)



(2) 資本金 (下請法より広い)



3. 具体的な措置

① 経済産業大臣が「振興基準」※を定める。

※下請事業者と親事業者のよるべき基準。振興基準に基づき、業界団体は自主行動計画を策定（29業種・79団体）

（例：「『労務費の指針』に沿って十分に協議を行う」、「原材料費・エネルギー費の全額転嫁を目指す」等）

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言。

③ 調査、公表 （例：価格交渉・転嫁の状況の「企業リスト」（延べ985者）を、社名入りで公表）

④ 下請企業と親企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

振興法に基づく「振興基準」について

- 「振興基準」は、振興法に基づき経済産業大臣が定める、委託事業者及び中小受託事業者が「よるべき一般的な基準」
 - 振興基準は、
 - ①振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
 - ②各業界団体（約80団体）が作成する自主行動計画で、振興基準の遵守が謳われ、
 - ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する
- ことから、発注者の取引方針の適正化に活用しうるもの

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため**中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）**を定めなければならない。

（指導等）

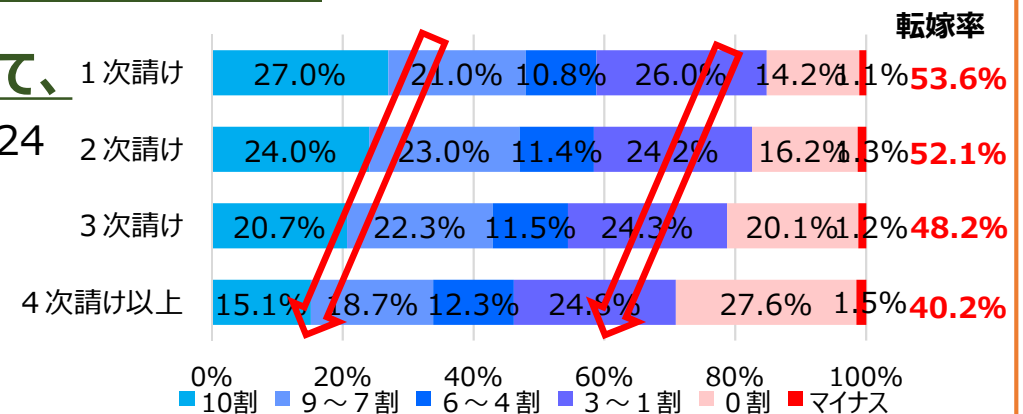
第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、**振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。**

下請振興法の改正事項の概要（多段階の事業者が連携した取組への支援）

課題（サプライチェーンの深層における取引適正化対策）

- サプライチェーンの取引段階が深くなるにつれて、価格転嫁割合が低い。（価格交渉促進月（2024年9月）結果）
- 直接の取引先を越えて、1つ先、「数次先の取引先まで含めて、価格交渉」しない商習慣。

※受注側企業の取引段階と価格転嫁率

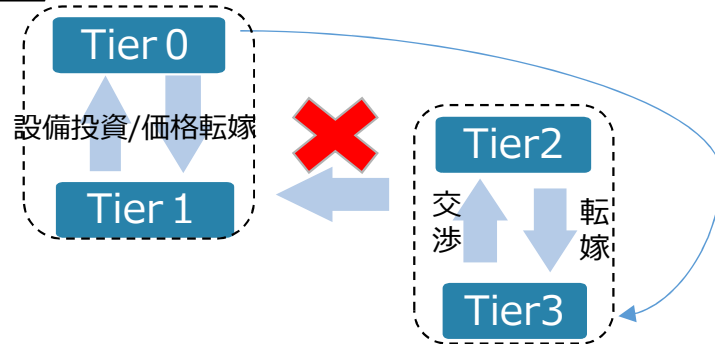


改正内容（多段階の事業者が連携した取組への支援）

【第5条関係】

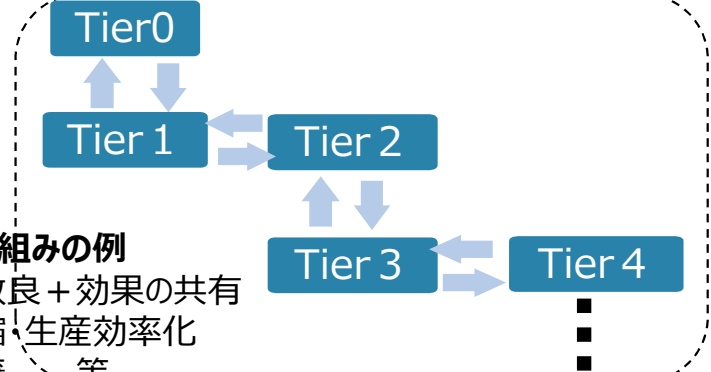
現行法

支援対象の事業計画は、直接の取引関係のみ



法改正

直接の取引関係に限らず支援可能に



※事業計画・取組みの例
自動車部品の改良＋効果の共有
製造時間の短縮、生産効率化
保管金型の廃棄 等

- ◆ 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、2以上の取引段階にある事業者による振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

⇒ 直接の取引先との関係のみならず、サプライチェーン全体の取引適正化等の取組を促すメッセージ

「パートナーシップ構築宣言」について

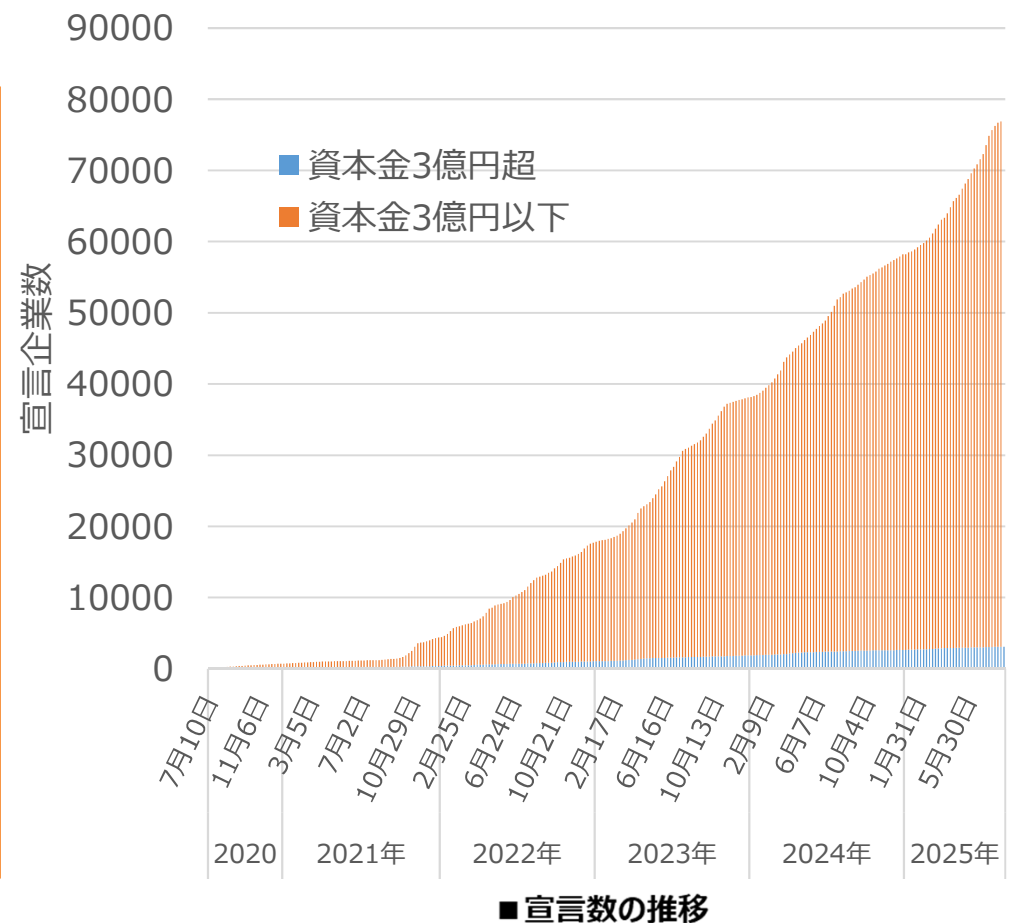
- パートナーシップ構築宣言は、「発注者」の立場から、「代表者の名前」で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組。
- **2025年9月19日時点で78,221社が宣言**（うち、資本金3億円超の大企業は**3,112社**）
※宣言の公表は賃上げ促進税制（全・中堅企業向け）の要件であり、国・地方の補助金の加点要素にもなっている。



宣言の骨子

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄**と**新たな連携**
(オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)
- (2) 下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守、特に、取引適正化の重点5課題（※）への取組

※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、
③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、
⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止

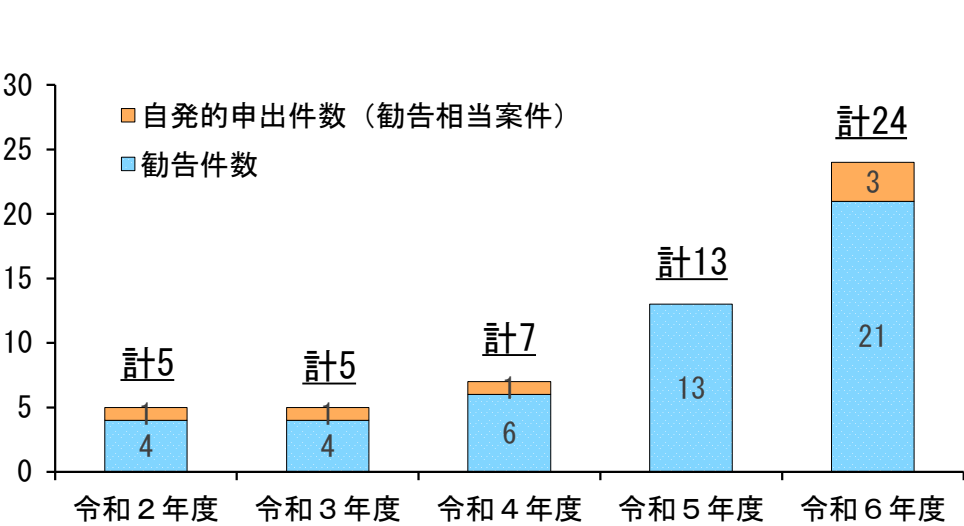


参考資料

最近の下請法執行状況（過去5年間）

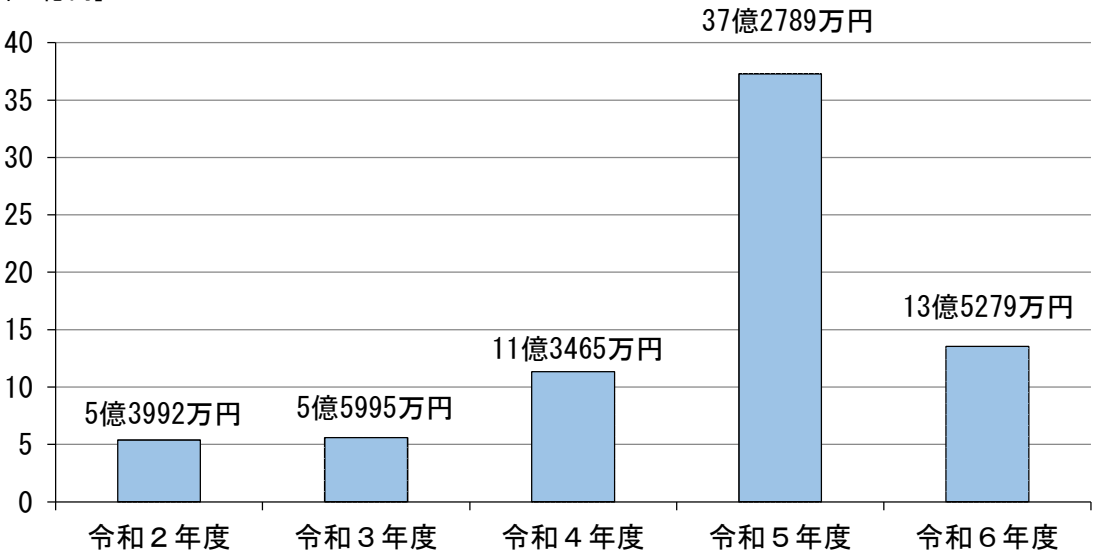
○ 下請法に基づく勧告等の状況

[単位:件]



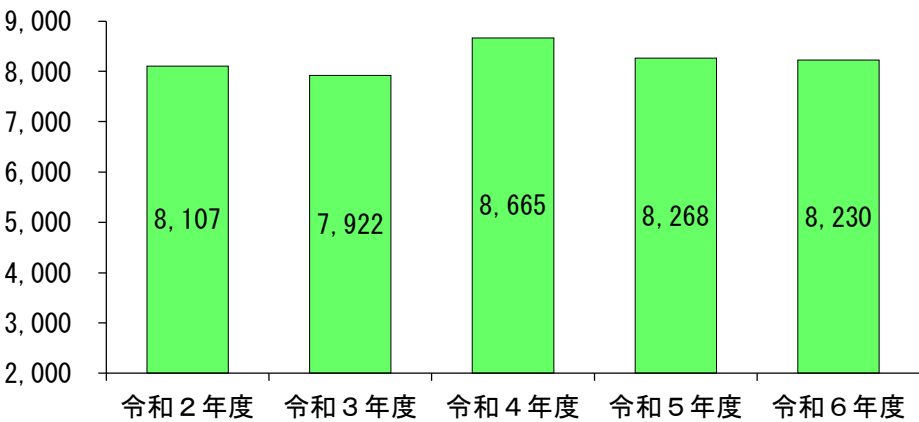
○ 下請事業者が被った不利益額の原状回復の状況

[単位:億円]



○ 下請法に基づく指導の状況

[単位:件]



○ 定期調査実施の状況

年 度	親事業者調査(名)	下請事業者調査(名)
令和4年度	70,000	300,000
製造委託等	37,993	176,799
役務委託等	32,007	123,201
令和5年度	80,000	330,000
製造委託等	46,900	199,138
役務委託等	33,100	130,862
令和6年度	90,000	330,000
製造委託等	53,144	214,316
役務委託等	36,856	115,684

従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

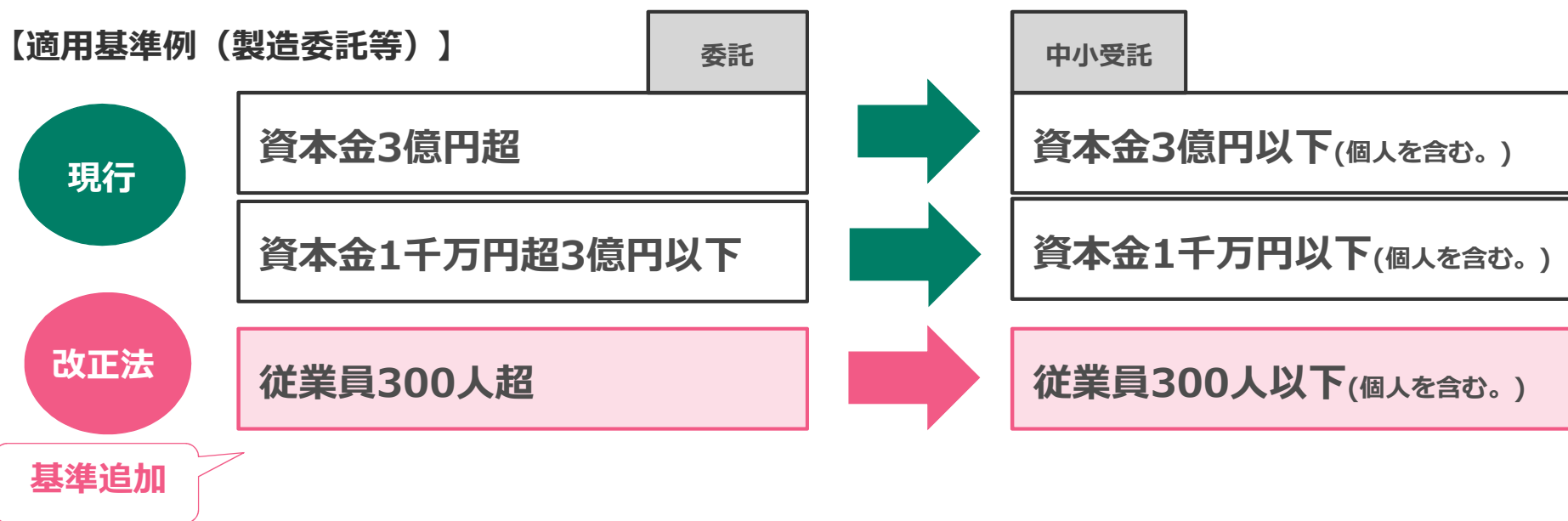
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



取適法の執行体制の強化

下請法改正法案に対する附帯決議

衆議院経済産業委員会 附帯決議（令和7年4月18日）

六 本法に基づく検査等が実効的に行われ、あまねく全国において適正な取引の確保が図られるよう、公正取引委員会の体制の抜本的な強化を図ること。また、本法施行後三年を目途に、執行体制について、人員の増員や更なる関係省庁間の連携の強化を含めた必要な見直しに努めること。

参議院経済産業委員会 附帯決議（令和7年5月15日）

六 本法に基づく検査等が実効的に行われ、あまねく全国において適正な取引の確保が図られるよう、公正取引委員会の体制の抜本的な強化を図ること。また、本法施行後三年を目途に、執行体制について、人員の増員や更なる関係省庁間の連携の強化を含めた必要な見直しに努めること。

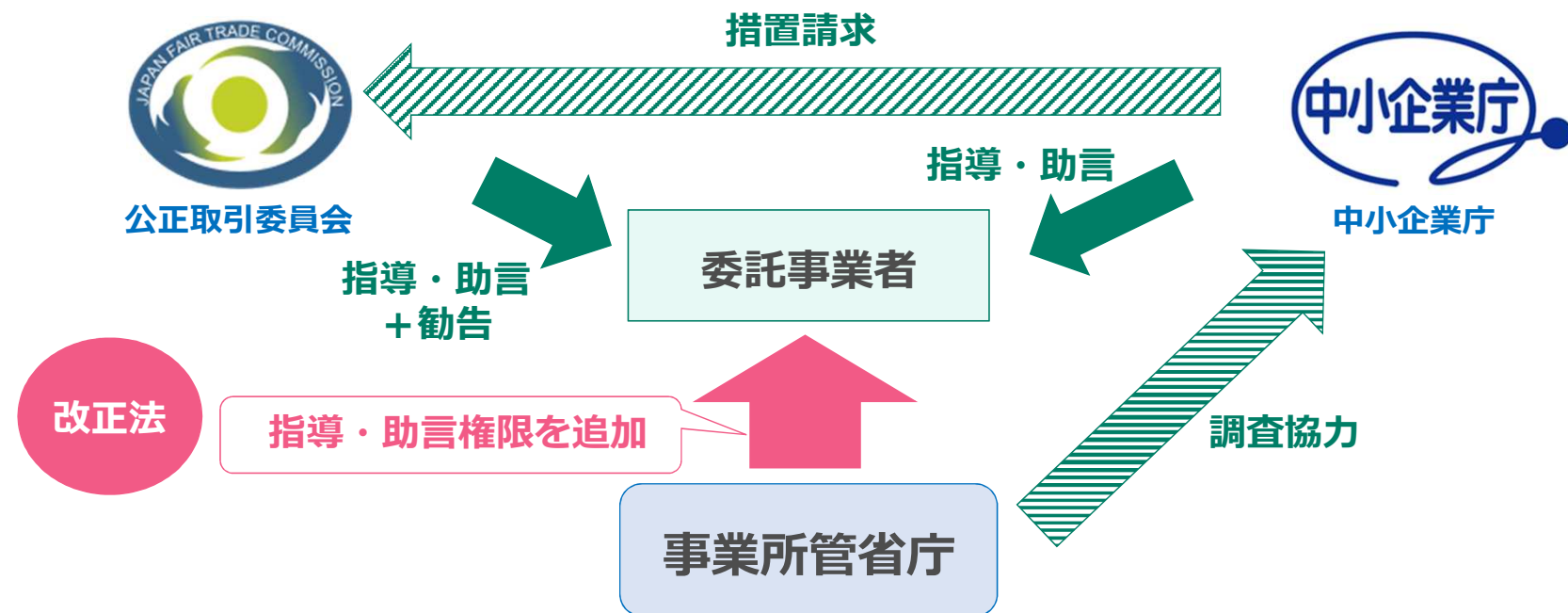
面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



取適法の面的執行（執行連携強化）に向けた今後の取組

令和7年6月
中小企業WG

副長官指示として、以下の事項が示された。

- ・公正取引委員会は、各事業所管省庁が、**同法に基づく調査や指導を行うための、調査・指導マニュアルの例を作成**するとともに、執行体制の強化を図ること。
- ・各事業所管省庁は、そのマニュアル例も参考に、同法の調査マニュアルを整備するとともに、法に基づく指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。
- ・公正取引委員会及び中小企業庁は、**各事業所管省庁との間で調査のノウハウの共有など、実務的な説明・連携を行うため、事業所管省庁が参加する連絡会議を開催**すること。

令和7年
夏～秋

業法に基づく執行活動の相場など、実現可能性への理解を深めた上で、調査・指導マニュアル例の作成

令和7年
秋～冬

関係省庁連絡会議の開催、法執行担当職員等向け説明会の実施
(マニュアル例についての個別の説明や調整等)

令和8年1月

取適法施行により事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限付与

労務費転嫁指針の策定（内閣官房・公取委）

- 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場**からの行動指針
- 本指針に記載の1 2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれ**がある場合には、公正取引委員会において**独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処**することを明記
- 他方で、記載された**発注者としての行動を全て適切に行っている場合**、通常は**独占禁止法及び下請法上の問題が生じない旨**を明記

発注者として採るべき行動／求められる行動（例）

- **行動②：発注者側からの定期的な協議の実施**
- **行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること**
- **行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと**

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下、物価上昇を1%程度上回る賃金上昇をノルムとして定着させる。この実現に向け、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M & Aによる経営基盤強化及び地域の人材育成と処遇改善に取り組む。

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。中小受託取引適正化法の執行体制を強化するとともに、**「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知広報を徹底する。**パートナーシップ構築宣言の拡大や実効性の向上を含め、サプライチェーン全体で取引適正化を進める。中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。

この他、（2）に記載する取組を含め、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づく取組を進める。

政府として、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に定める、①地方の中小・小規模事業者にとって重要な官公需における対策等を含めた価格転嫁・取引適正化の徹底、②業種別の「省力化投資促進プラン」とそれに基づくきめ細かな支援策の充実と支援体制の整備を通じた中小企業・小規模事業者の生産性向上、③中小・小規模事業の経営者の方々の事業承継・M & Aに関する不安や障壁を取り払い、先々の経営判断を計画的に行うことができる環境の整備、④地域で活躍する人材の育成と処遇改善等の施策パッケージを実行する。

労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会 副長官指示

○（令和6年12月23日）第4回労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議において、官房副長官より各所管省庁に以下の通り指示。

・各業所管省庁において、各業種で講じた改善措置が指針の遵守徹底につながっているか、しっかりとフォローアップし、その際、サプライチェーンの深い層に、指針の内容が浸透し、労務費転嫁がなされているかを重点的に確認すること。

・指針に示された「サプライチェーン全体での適切な価格転嫁」を遵守するため、直接の取引先だけでなく、その先の2次請け以降の転嫁分も乗せて支払い、サプライチェーンの先まで転嫁が及んでいるか確認する取組を各業界においても実践されるよう周知・要請すること。

○（令和7年6月30日）第5回労務費の適切な転嫁のための関係省庁連絡会議において、官房副長官より各所管省庁に以下の通り指示。

本日は、「労務費転嫁指針」の徹底に向けた取組の進捗状況について、各業所管省庁から報告を受け（略）た。中小企業庁からは、本年3月のフォローアップ調査の結果、価格転嫁は、前進はしているものの、引き続き、サプライチェーンの深い層で転嫁率が低くなっている、サプライチェーン全体への指針の徹底が課題であるとの報告があった。こうした結果も踏まえ、これまでの皆様方の努力・尽力に改めて御礼を申し上げながらも、決して手を緩めることなく、指針を更に徹底していくための多面的な取組として、今日は九点をお願い申し上げる。（略）

④事業者間の価格転嫁についても徹底を図っていく。各業所管省庁においては、引き続き、価格転嫁状況や指針の遵守状況を調査し、その結果を踏まえて必要な対応策を検討・実施すること。その際、特にサプライチェーンの深い層について、指針が徹底されるよう、十分な対応をお願いする。

⑤特に、今般の中小企業庁の調査結果において、労務費転嫁の状況に大きな改善の余地があった、トラック運送、通信、広告、廃棄物処理、放送コンテンツ等については、こうした調査結果も示しつつ、転嫁状況の改善に向けて、強力に指導をお願いする。

⑥下請法が改正された中小受託取引適正化法（取適法）の施行に向け、公正取引委員会の体制を抜本強化いただくとともに、各事業所管省庁においても、新たに法定された指導・助言権限を適切に行使できるよう、公正取引委員会や中小企業庁と連携をし、業種別Gメン等の拡充・強化を含め執行体制の整備を進めること。

⑦公正取引委員会は、今年度も特別調査を実施し、立入調査等必要な対応を実施すること。（略）

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」

(令和7年6月13日閣議決定) (抜粋①)

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4兆円（2023年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

これまでの官民の価格転嫁の取組により、価格転嫁率は徐々に上昇してきている。他方で、「価格転嫁が全くできない」と回答した企業も、その比率は減少しているものの残っており、価格転嫁対策等の取引適正化を更に徹底して進めることが必要である。また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産が大企業等との取引において適切に保護されることが重要である。

中小企業・小規模事業者が「成長型経済」の競争に向けた経営変革にチャレンジするためには、まず、積極的な賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境を整備する必要がある。

社会全体で適切な取引慣行の定着に向けて、労務費等の価格転嫁について、中小受託取引適正化法を踏まえた業所管省庁の執行体制強化や、労働基準監督署の活用等により、業種別・規模別での改善策の徹底を図るとともに、地方の中小企業・小規模事業者にとって重要度の高い「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を以下のとおり、新たに策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行する。

また、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の源泉・生産性向上の鍵となる知的財産の保護の強化と活用促進に取り組む。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」

(令和7年6月13日閣議決定) (抜粋②)

(2) 労務費等の価格転嫁の更なる推進

近年、労務費を含む中小企業・小規模事業者の価格転嫁率は全体では改善傾向にあるが、業種別に見ても、例えばトラック運送・広告・放送コンテンツ等の業種を始めとして更なる改善が必要であり、**同時に、中小企業間や中小企業・小規模事業者間の価格転嫁も課題である。業種ごとに様々なサプライチェーンの形態が存在することにも鑑み、業所管省庁において労務費等の価格転嫁の進捗を業種別にきめ細かに把握するとともに、中小企業間、中小企業・小規模事業者間の取引への対応を含めて更なる取引適正化を推進する。**

① 中小受託取引適正化法の執行強化のための体制強化と対応厳格化

取引先との協議を適切に行わない代金額の決定を禁止するなどの措置を講じるとともに、業所管省庁に指導・助言の権限を新たに付与する、下請法改正法（中小受託取引適正化法）の成立を受け、その施行に向けて、公正取引委員会の体制を抜本強化するとともに、中小企業庁・業所管省庁との連携体制を早期に構築し、各業所管省庁においても、同法に基づく検査や問題事例への対応を適切に実施できるよう、執行体制の抜本強化を図る。

取り分け、価格転嫁率が平均よりも低い業種を中心に業所管省庁において徹底的に業種別の価格転嫁状況の改善を図るため、中小企業庁による下請Gメン、公正取引委員会による優越Gメンといった省庁横断的な執行体制の強化に加え、中小企業庁・公正取引委員会から具体的な執行・業務のノウハウの共有を行った上で、業種別のGメン等を通じた取引環境改善の枠組みを価格転嫁率が低く課題の多い業種を所管する業所管省庁全体へと広げる等、十分な規模での執行体制を構築する。

③ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のサプライチェーン全体への徹底

労務費転嫁指針は徐々に浸透してきているものの、労務費転嫁指針の認知度が半数にも達していない状況を踏まえ、コストに占める労務費の割合が高い、あるいは、労務費の転嫁率が低いといった、特に対応が必要な重点22業種については、サプライチェーンの深い層まで労務費転嫁指針の遵守が徹底されているかを重点的に確認し、必要に応じ更なる改善策を検討するとともに、更なる周知徹底に取り組む。

④ サプライチェーンの深い層まで労務費等の価格転嫁を浸透させるための労働基準監督署の活用

労務費等の価格転嫁の必要性を中小企業・小規模事業者間の取引を含めてサプライチェーンの深い層の経営者にまで浸透させるため、新たに、労働基準監督署（全国で321か所）が、企業への監督指導等の機会を捉え、労務費転嫁指針の活用や公正取引委員会・中小企業庁等の窓口の活用も含め、中小企業・小規模事業者の賃上げの原資の確保に向けた働き掛けを実施する。

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q 2 0（抜粋）
(https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html#cmsQ20)

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

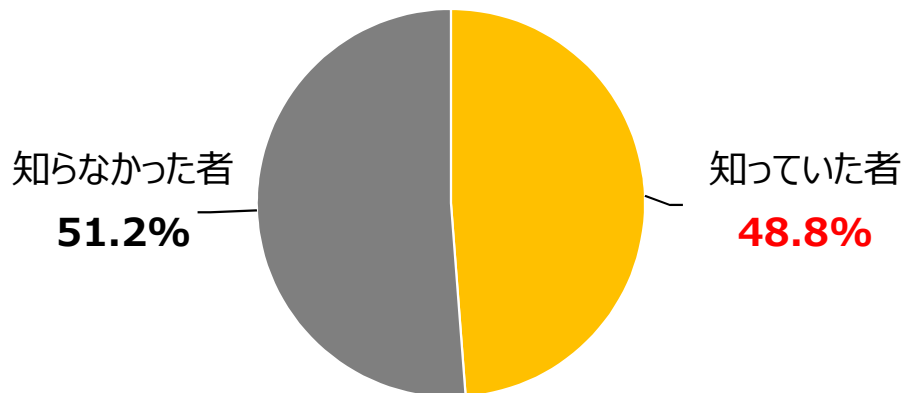
- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

令和6年度特別調査結果 抜粋 労務費転嫁指針のフォローアップの結果①

- **労務費転嫁指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。**

《労務費転嫁指針の認知度》（注1）



（注1）発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁指針について「知っていた」か否かの割合。

- ✓ 労務費転嫁指針の認知度を都道府県別にみると、

東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。

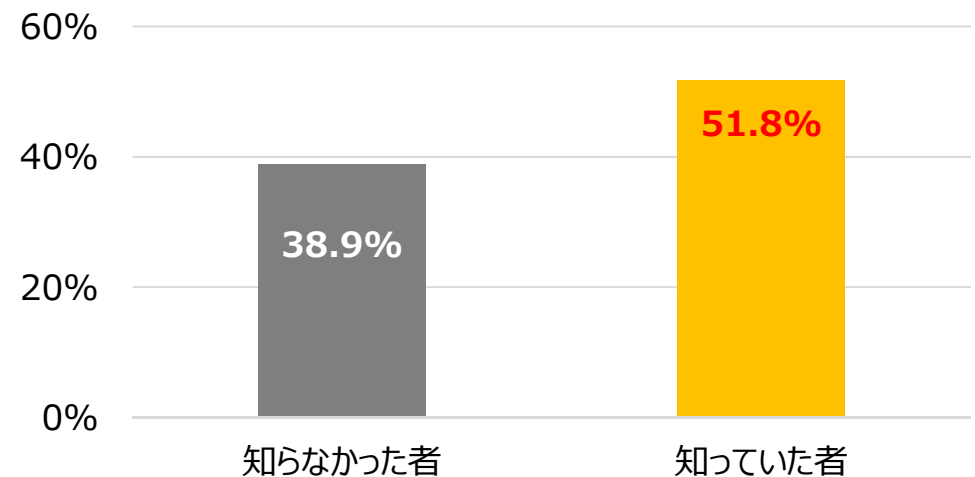
- ✓ 労務費転嫁指針の認知度を業種別（注2）にみると、

上位5業種は、放送業（74.1%）、**輸送用機械器具製造業（67.0%）**、石油製品・石炭製品製造業（60.5%）、鉄鋼業（59.9%）及び情報通信機械器具製造業（59.6%）

下位5業種は、酪農業・養鶏業（農業）（27.5%）、**自動車整備業（29.4%）**、飲食料品小売業（30.2%）、**印刷・同関連業（35.2%）**及び**家具・装備品製造業（36.1%）**

（注2）下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（注3）



（注3）受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

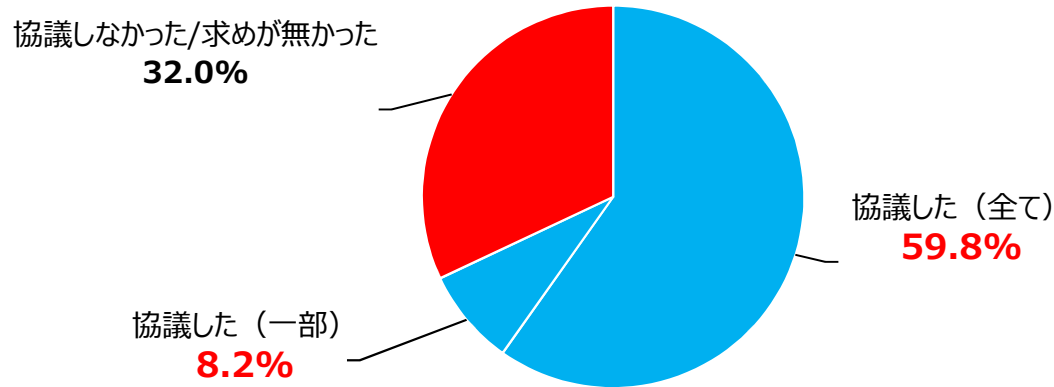
- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁指針の認知・不知別にみると、**知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い。**

- ✓ **労務費重点21業種のほとんど全て**においても同様に、**労務費転嫁指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。**

令和6年度特別調査結果 抜粋 労務費転嫁指針のフォローアップ結果②

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。

《労務費に係る価格協議の状況》（注1）



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%）。

（注1）発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》（注2）

（受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合）

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3%上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6%上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8%上昇)

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》（注2）

サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8%上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2%上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8%上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8%上昇)

（注2）この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。